

下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
重点施工監理業務委託要領（案）
（建 築 編）

令和 7 年 1 月

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会

目 次

まえがき	1
第 1 編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 建築工事監理業務委託共通仕様書	2
第 2 編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 建築工事監理業務委託特記仕様書	14
第 3 編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 重点施工監理業務委託料積算要領	
〔Ⅰ〕建築物新営工事積算要領（タイプ A）	28
〔Ⅱ〕耐震補強工事積算要領（タイプ B）	36
〔Ⅲ〕改修・耐震補強工事積算要領（タイプ C）	44
第 4 編 添付資料	
〔Ⅰ〕提出書式例	47
〔Ⅱ〕委託費算出例	58
1. 建築物新営工事監理業務委託費	
2. 建築物耐震補強工事監理業務委託費	
3. 建築物改修、耐震補強工事監理業務委託費	
〔Ⅲ〕参考資料	66
1. 新国交省告示第 15 号改定の概要	
2. 国交省告示第 15 号	
3. 工事監理ガイドライン（国交省）	
4. 工事監理確認事項（国交省）	

まえがき

本書は、下水道施設（ポンプ場、終末処理場）の重点施工監理業務の遂行に資するため、委託業務の内容、管理技術員の資格及び業務委託料の積算等を示したものです。平成15年5月の発行後、平成24年度の下水道用設計標準歩掛表において、新たな積算手法へ移行されたことを受け、本委託要領（案）についても平成24年6月に新たな積算手法を導入しました。当時、建築については、国土交通省告示第15号を基に全面的に改定し、（建築編）として別冊としました。

ここで、土木・機械・電気については、業務項目、業務内容の一部を改定し（土木・機械・電気編）として取りまとめていましたが、平成24年6月改定以降の近年の状況を踏まえて、基準歩掛及び補正の一部の改定を令和5年3月に行っています。建築については、平成31年国土交通省告示第98号、令和6年国土交通省告示第8号と業務報酬基準が変遷している経緯もあったため、本書の改定についても検討を行いました。

検討の結果、下水道施設の建築物は、地下部が土木基準とされる複合構造物の場合が多いこと、大型のプラント施設や環境面や機能面を維持するために必要な付帯設備類が錯綜する空間を構築する必要があること等、一般建築にはない特異性があること、ならびに、下水道用設計標準歩掛表においても告示式の変遷に追随した改定を行っていないといった状況を踏まえ、本改定においては、業務委託料の積算例や届書の表記をあらためる内容に留めることとしています。なお、積算例においては、タイプCの施工監理とされていてもタイプBの一部を実施するパターン等、線引きが明確でない事例が多いといった実態を鑑み、同様の場合の例示を行うこととしました。

地方自治体におかれましては、今後の下水道施設重点施工監理業務を実施されるに当たりまして、本資料を参考としていただければ幸いに存じます。

なお、本委託要領（案）は、次の4編から構成されています。

第1編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
建築工事監理業務委託共通仕様書

第2編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
建築工事監理業務委託特記仕様書

第3編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場）
重点施工監理業務委託料積算要領

第4編 添付資料

これらは、重点施工監理業務（非常駐）の標準的な業務内容及び積算を示したものです。したがって、これによらない場合は、別途積算することになります。

第 1 編 建築工事監理業務委託共通仕様書

第 1 章 総 則

1. 1 適 用

1. 建築工事監理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、標準的な新営・改修・耐震補強工事に係る工事監理（建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事のそれぞれの工事監理をいう。）の業務（以下「工事監理業務」という。）委託に適用する。
2. 工事監理仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。

ただし、工事監理仕様書の間に相違がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次の(1)から(3)の順序のとおりとする。

 - (1) 現場説明書及び質問回答書
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合、又は工事監理仕様書に明示のない場合、若しくは疑義を生じた場合には、**発注者**と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、工事監理業務の一部を業務委託した委託団体をいう。
2. 「受注者」とは、工事監理業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人、若しくは会社、その他の法人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、総括監督員、主任監督員、監督員等を総称していう。
4. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第〇条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
5. 「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。
6. 「請負者等」とは、対象工事の工事請負契約の請負者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び工事監理仕様書をいう。
8. 「契約書」とは、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号）別冊工事監理業務委託契約書※をいう。

※ 本共通仕様書に記載の、「契約書第〇号〇条の定めに、若しくは規定に基づき」等の条文は、委託団体が定める業務委託契約書に準拠する。

9. 「工事監理仕様書」とは、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。
10. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。
11. 「共通仕様書」とは、各工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。
12. 「特記仕様書」とは、当該工事監理業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
13. 「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。
14. 「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
15. 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
16. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
17. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
18. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事監理業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行又は変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
21. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
22. 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
23. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
24. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
25. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
26. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を有する場合は、メール及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
27. 「検査」とは、契約図書に基づき、工事監理業務の確認をすることをいう。
28. 「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が監督員等又は請負者等と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
29. 「協力者」とは、受注者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 工事監理業務の内容

工事監理業務は、一般業務及びその他業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。

2. 1 一般業務の内容

受注者は監督員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

1. 工事監理に関する業務

(1) 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務

当該業務は以下の業務のうち、設計者が設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務を除く。

a. 設計図書の検討

設計図書を技術的に検討し、設計内容を把握するとともに、設計図書の誤謬、脱漏を発見した場合、ただちに監督員に報告し、その処置について協議する。

b. 請負者等との打合せ

設計内容を正確に請負者等に伝えるために、請負者等と打合せ、必要に応じて説明図等を作成し、監督員に報告する。

c. 図面等の作成

必要に応じて設計図書に基づいて詳細図等を作成し、実施工程表に基づき請負者等が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、監督員に提出する。

(注) c. に規定する図面等とは、設計内容を正確に伝えるための詳細図等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図面は含まない。

(2) 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

当該業務は以下の業務のうち、設計者が設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務を除く。

a. 施工図の検討

1) 設計図書の定めにより請負者等が提出する施工図（現寸図・工作図等いう。）が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。

2) 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告する。

3) 1)の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して、修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。

4) 前項の結果、請負者等が施工図を再度提出する場合、1)～3)の規定を準用する。

b. 模型、材料及び仕上見本の検討

1) 模型等の検討

- ① 設計図書の定めにより請負者等が提出する模型等が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。
- ② 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告する。
- ③ ①の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。
- ④ 前項の結果、請負者等が模型等を再度提出する場合、①～③の規定を準用する。

2) 材料及び仕上見本等の検討

- ① 設計図書の定めにより請負者等が提出する工事材料及び仕上見本等に関し、請負者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提出された工事材料及び仕上見本等が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。
- ② 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告する。
- ③ ①の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。
- ④ 前項の結果、請負者等が工事材料及び仕上見本等を再度提出する場合、①～③の規定を準用する。

c. 建築設備の機械器具の検討

- 1) 設計図書の定めにより請負者等が提出する建築設備の機械器具の計画に関し、請負者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、建築設備の機械器具が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。
- 2) 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告する。
- 3) 1)の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。
- 4) 前項の結果、請負者等が建築設備の機械器具の計画を再度提出する場合、1)～3)の規定を準用する。

(3) 工事の確認及び報告

a. 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

- 1) 請負者等の行う工事が設計図書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、結果を監督員に報告する。
- 2) 前項の確認の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、請負者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。
- 3) 請負者等が必要な補修を行った場合、これを確認し、その内容を監督員に報告する。

- 4) 前項の確認の結果、補修が適切になされていないと認められる場合には、2)及び前項に準じ取り扱う。
- 5) 請負者等の行った工事が、設計図書の内容に適合しないと認められる相当の理由がある場合には、速やかに監督員に報告する。また破壊検査の必要性があると認められる場合には、その理由と検査すべき範囲を監督員に報告する。

(4) 工事監理業務完了手続き

a. 業務報告書等の提出

工事監理業務完了後、契約図書により義務付けられた業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

2. 工事の契約及び指導監督に関する業務

(1) 施工計画を確認又は検討する業務

a. 実施工程表を検討する業務

- 1) 設計図書の定めにより請負者等が提出する実施工程表の内容について、検討を行う。
- 2) 前項の検討の結果、適切であると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- 3) 1)の検討の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。
- 4) 前項の結果、請負者等が実施工程表を再度提出する場合、1)～3)の規定を準用する。

b. 施工計画書を確認する業務

- 1) 設計図書の定めにより請負者等が提出する施工計画書の内容について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督員に報告する。
- 2) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

c. 品質計画を検討する業務

- 1) 設計図書の定めにより請負者等が提出する施工計画書のうち品質計画に関する内容について、検討を行うこととする。
- 2) 前項の検討の結果、適切であると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- 3) 1)の検討の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。
- 4) 前項の結果、請負者等が施工計画書を再度提出する場合、1)～3)の規定を準用する。

2. 2 その他業務の内容

その他追加する業務の内容については、別記による。一般業務と同様、受注者は監督員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が工事監理業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 適用基準等

1. 受注者は、業務の実施に当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。
2. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 3 監督員

1. 発注者は、工事監理業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員の権限は、契約書第〇条第〇項に定める事項とする。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員はその指示等を行った後 7 日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 4 管理技術者

1. 受注者は、工事監理業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。また、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は、契約書第〇条第〇項に定める事項とする。
ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその内容を含め報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第〇条第〇項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5. 管理技術者は、監督員が指示するところにより、関連する他の工事監理業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

3. 5 監督職員及び請負者等

発注者は対象工事に関わる監督職員、若しくは監督員、及び請負者等を受注者に通知するものとする。

3. 6 軽微な設計変更

設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等の関係、又は監督員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、請負者等に対して指示すべき事項について監督員に報告する。

3. 7 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類作成し、監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、業務完了時において、委託金額 500 万円以上の業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（社）公共建築協会にフロッピーディスクにより提出するとともに、（社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

3. 8 打合せ及び記録

1. 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 工事監理業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
3. 受注者が請負者等と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を受けることとする。また、受注者は請負者等との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

3. 9 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務一般事項
 - (2) 業務工程計画
 - (3) 業務体制
 - (4) 業務方針

上記事項のうち(2)業務工程計画については、対象工事の請負者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、(4)業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 10 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 11 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続き、及び立会いの際に協力しなければならない。また、受注者は、工事監理業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 検査

1. 受注者は、契約書第〇条第〇項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完届の提出をもって業務の完了を通知する。また受注者は、業務の完了を通知する時まで、契約図書により義務付けられた業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。
2. 受注者は、契約書第〇条の規定に基づいて、発注者に対して部分払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
 - (1) 監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
3. 発注者は、工事監理業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受注者は、検査に必要な書類等を整備しなければならない。
4. 発注者の検査職員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、工事監理業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

3. 14 債務不履行に係る履行責任

1. 受注者は、発注者から債務不履行に対する履行を求められた場合には、速やかにその履行をしなければならない。
2. 発注者の検査職員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めてその履行を指示することができるものとする。
3. 発注者の検査職員が債務不履行に対する履行の指示をした場合には、その履行の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

3. 15 条件変更等

1. 契約書第〇条第〇項第〇号に定める「予期することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受注者に対して契約書第 14 条、第 15 条及び第 17 条に定める工事監理仕様書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。

3. 16 契約内容の変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、工事監理業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務委託料の変更を行う場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、工事監理業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第〇条の規定に基づき業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 3. 15 の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 工事監理業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

3. 17 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して工事監理業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 受注者は、契約書第〇条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務工程を修正した業務計画書その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
3. 契約書第〇条の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務計画書に記載の業務工程を修正し提出しなければならない。

3. 18 一時中止

1. 契約書第〇条第〇項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1) 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監理業務の続行を不相当と認めた場合

- (2) 環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (3) 天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3. 19 発注者の賠償責任

1. 発注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。
- (1) 契約書第〇条に定める一般的損害、契約書第〇条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

3. 20 受注者の賠償責任

1. 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。
- (1) 契約書第〇条に定める一般的損害、契約書第〇条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第〇条に定める債務不履行に対する履行責任に係る損害が生じた場合

3. 21 再委託

1. 契約書第〇条第〇項に定める「指定した部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託することはできない。
2. コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約書第〇条第〇項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、工事監理業務を再委託に付する場合には、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し工事監理業務の実施について適切な指導及び管理のもとに工事監理業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通本省又は地方整備局等の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

3. 22 守秘義務

受注者は、契約書第〇条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

【補足説明】 3. 7 提出書類 3. 「委託金額 500 万円以上の業務」は、運用上、業務実績の蓄積の対象範囲の拡大を図るため、「委託金額 100 万円以上の業務」としている。

第 2 編 建築工事監理業務委託特記仕様書（案）

I. 業務概要

1. 業務名称 ○○○棟 建築工事監理業務委託

2. 業務内容

この工事監理業務の内容は、■印のついたものとする。

(1) 業務の形態 ☐ 常 駐 監 理 ☐ 非 常 駐 監 理

(2) 対 象 工 事 ☐ 建築工事監理 ☐ 設備工事監理

3. 履行期間 契約日から 令和 ○○ 年○○月○○日まで

4. 対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

(1) 対象施設の名称 _____

(2) 施設の所在地 _____

(3) 施設の用途 _____

（平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 第一号 第○類とする。）

(4) 延べ面積 △△△. ○○㎡

5. 対象工事の概要

この工事監理業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の概要は、以下のとおりとする。

対象工事名	
工 事 概 要	階、構造、延べ床面積を記載
工 期	契約日
備 考	

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

1. 技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、以下の資格要件を有する技術者等を適切に配置した体制とする。

(1) 技術管理者及び現場責任者の資格要件

技術管理者及び現場責任者については、以下の要件を満たす者とする。また、設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

- ☐ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による（□ 一級建築士 □ 建築設備士）であること。
- ☐ 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験、及び能力を有すること。
- ☐ 技術士相当又は大学卒業後 18 年以上の実務経験相当
- ☐ 大学卒業後 13 年以上の実務経験相当
- ☐ 大学卒業後 8 年以上の実務経験相当
- ☐ 大学卒業後 5 年以上の実務経験相当

(2) 担当主任技術者（現場派遣担当者）

担当主任技術者については、下記の要件を満たす者とする。また、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、工事監理等についての技術能力、及び経験を有する者とする。

1) 建築（総括）担当

- ☐ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による（□ 一級建築士 □ 建築設備士）であること。
- ☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力あると認めた者であること。

2) 建築（構造）担当

- ☐ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による（□ 一級建築士 □ 構造設計一級建築士）であること。
- ☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力あると認めた者であること。

3) 建築機械設備担当者

☐ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による（☐一級建築士 ☐設備設計一級建築士 ☐建築設備士）であること。

☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力あると認めた者であること。

4) 建築電気設備担当者

☐ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による（☐一級建築士 ☐設備設計一級建築士 ☐建築設備士）であること。

☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力あると認めた者であること。

2. 工事監理業務の内容

2-1 一般業務は、共通仕様書「第 2 章 工事監理業務の内容」に規定した項目による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議するものとする。

2-2 追加業務は、以下に示す項目とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

☐ 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の工事施工者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事施工者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

☐ 施工計画等の特別な検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける特殊な作業方法、及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、工事施工者等に対して助言すべき事項を監督員に報告する。

☐ 完成図等の確認

設計図書の定めにより、工事施工者等が提出する完成図等について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督員に報告する。確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事施工者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

3. 業務の打合せ等

(1) 打合せ及び記録

1) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 業務計画書に定める時期
- ③ 監督員又は技術管理者等が必要と認めたとき

2) 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事施工者等と定期的かつ密接な連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(2) 適用基準等（各最新年版を適用のこと）

(3) 資料の貸与及

- ☐ 確認申請書（副本）
- ☐ 計画通知書（副本）
- ☐ 詳細設計報告書
- ☐ その他必要な資料

(4) 監督員事務所及び備品

対象工事の設計図書に定められた監督員事務所、及び備品のうち、発注者の指定するものは、この業務に関し無償で使用するができる。受注者は善良な管理者としての注意を払い、これを使用しなければならない。

(5) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査に必要な書類の原案を作成して監督員に提出し、検査に立会う。

4. 提出書類等

(1) 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ☐ 監理業務計画書 | 2 部 |
| ☐ 監理業務日誌 | 2 部 |
| ☐ 工事監理月報 | 2 部 |
| ☐ その他必要な資料 | 2 部 |

Ⅲ 業務実施計画

1. 工事監理業務の内容

項目 工種	委託業務のタイプ	備考
建築工事 建築機械設備工事 建築電気設備工事	タイプA：平成21年1月7日付国土交通省告示第15号に準じた業務の一式を行う。標準的新営工事を対象とする。 タイプB：別途タイプ別業務項目表及び材料検査、工程管理、品質管理の助言を主とした業務を行う。標準的な改修工事、耐震補強工事を対象とする。 タイプC：別途タイプ別業務項目表の業務を行う。改修工事、耐震補強工事等を対象とする。	対象タイプ（A、B、C）に○印をつけ、業務タイプを明確にする。

- 注
- 1) タイプAは、新営工事を対象とし床面積により業務量を設定する。
 - 2) タイプBは、増築・改修工事、耐震補強工事等において、既存建築物の改修等を含み、その工事範囲が床面積で特定できない場合は、業務内容を特定して工事費から業務量を設定する。
 - 3) タイプCは簡易な工事等で、立会、施工会議、確認事項等を特定し、必要人工にて業務量を設定する。

タイプ別業務項目表

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C
1. 業務着手手続	着手手続	○	○	○
2. 設計意図の正確な伝達	2-1) 施工者との打合せ、協議	○	○	○
3. 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務	3-1) 施工図の検討及び承諾	○	○	
	3-2) 模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾	○	○	
	3-3) 建築設備の機械器具の検討及び承諾	○	○	
4. 工事の確認及び報告	4-1) 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び監督職員への報告	○	○	○
	4-2) 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認	○	○	○
5. 官公庁等検査の立会	5-1) 官公庁検査の立会	○	○	
6. 業務完了手続	6-1) 業務完了通知書及び関係図書の監督職員への提出	○	○	○
	6-2) 竣工図の受理・確認	○	○	
7. 施工計画を検討し助言する業務	7-1) 施工計画を検討し、助言する業務	○		
8. 仮設工事	8-1) 施工計画の検討・承諾	○		
	8-2) 縄張り確認	○	○	○
	8-3) ベンチマーク確認	○	○	
9. 土工事	9-1) 山留め工事の確認	○		
	9-2) 根切り工事の確認	○	○	○
	9-3) 埋め戻し・盛土の確認	○		
10. 地業工事	10-1) 杭材料検査の確認	○		
	10-2) 試験杭立会・確認	○	○	○
	10-3) 杭頭処理の確認	○		
	10-4) 割栗地業工事の確認	○		

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C・B'
11. 鉄筋コンクリート 工事	11-1) 施工図の検討・承諾	○	○	※
	11-2) 鉄筋加工図の検討・承諾	○		
	11-3) 鉄筋・材料検査記録の確認	○	○	※
	11-4) 配筋状況の確認	○	○	※
	11-5) 圧接試験記録の確認	○	○	※
	11-6) 型枠組立の確認	○		
	11-7) コンクリート試験記録の確認	○	○	※
12. 鉄骨工事	12-1) 製作工場（業者）承諾	○		
	12-2) 製作要領書記録確認	○	○	
	12-3) 材料検査記録確認	○	○	
	12-4) 施工図の検討・承諾	○	○	
	12-5) 建方確認	○	○	○
	12-6) 溶接検査報告書の確認	○		
13. コンクリートブロック、 ALCパネル、押出成形 セメント板工事	13-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	13-2) 施工要領書の確認	○		
14. 防水工事	14-1) 施工図の検討・承諾	○		
	14-2) 下地状況の確認	○	○	
	14-3) 水張り検査立会・確認	○		
15. 石工事	15-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	15-2) 材料見本の検討・承諾	○	○	
16. タイル工事	16-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	16-2) 材料見本の検討・承諾	○	○	
17. 木工事	17-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	17-2) 材料見本の検討・承諾	○	○	
18. 屋根・樋工事	18-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	18-2) 材料見本の検討・承諾	○	○	
	18-3) 屋根工事の確認	○	○	○
	18-4) 樋工事の確認	○	○	○

タイプB' は、タイプCに11、鉄筋コンクリート工事※部を追加した工事監理範囲とする。

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C
19. 金属工事	19－1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	19－2) 材料見本の検討・承諾	○	○	
20. 左官工事	20－1) 施工図の検討・承諾	○		
	20－2) 材料見本の検討・承諾	○		
21. 木製建具工事	21－1) 施工図の検討・承諾	○		
	21－2) 材料見本の検討・承諾	○	○	
	21－3) 金物見本の検討・承諾	○	○	
	21－4) 建具開閉調整確認	○	○	
22. 金属製建具工事	22－1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	22－2) 施工の確認	○	○	
23. シャッター工事	23－1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	23－2) 施工の確認	○	○	○
24. ガラス工事	24－1) 材料見本の検討・承諾	○	○	
25. 塗装工事	25－1) 材料見本の検討・承諾	○	○	
	25－2) 試し塗り立会	○		
26. 内装工事	26－1) 施工図の検討・承諾	○		
	26－2) 材料見本の検討・承諾	○	○	
27. 雑・外構工事	27－1) 施工図の検討・承諾	○		
	27－2) 材料見本の検討・承諾	○	○	
28. 配線設備工事 (電気設備工事)	28－1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	28－2) 分電盤・電路製作図の検討・承諾	○	○	
	28－3) 分電盤・電路機器・材料の確認	○		
29. 照明器具設備工事 (電気設備工事)	29－1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	29－2) 製作図の検討・承諾	○	○	
	29－3) 照明器具取付の確認	○	○	○
30. 動力設備工事 (電気設備工事)	30－1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	30－2) 制御盤製作図の検討・承諾	○	○	
	30－3) 制御盤試験結果報告書の確認	○		

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C
31. 蓄電池設備工事 (電気設備工事)	31-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	31-2) 製作図の検討・承諾	○	○	
	31-3) 機器・材料試験結果報告書の確認	○		
	31-4) 据付の確認	○	○	○
32. 通信、信号設備 工事 (電気設備工事)	32-1) 電話配管設備施工図の検討・承諾	○	○	
	32-2) 放送設備製作図の検討・承諾	○	○	
	32-3) インターフォン設備製作図の検討・承諾	○	○	
	32-4) T V 共同視聴設備制作図の検討・承諾	○	○	
	32-5) 電気時計設備製作図の検討・承諾	○	○	
	32-6) 自動火災報知設備製作図の検討・承諾	○	○	
	32-7) 防火・防排煙制御設備製作図の検討・承諾	○	○	
	32-8) 機器・材料試験結果報告書の確認	○		
33. 避雷設備工事 (電気設備工事)	33-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	33-2) 機器・材料の確認	○		
	33-3) 接地板埋設の確認	○		
	33-4) 接地抵抗試験結果報告書の確認	○	○	○
34. 昇降機設備工事	34-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	34-2) 製作図の検討・承諾	○	○	
35. 給水、給湯設備 工事 (給排水衛生ガス 設備工事)	35-1) 施工図の検討・承諾	○	○	○
	35-2) 製作図の検討・承諾	○	○	
	35-3) 機器性能表の確認	○	○	
	35-4) 通水試験・機器運転の確認	○	○	○
36. 排水、通気設備 工事 (給排水衛生ガス 設備工事)	36-1) 施工図の検討・承諾	○	○	○
	36-2) 製作図の検討・承諾	○	○	
	36-3) 機器・材料の確認	○		
	36-4) 通水試験・機器運転の確認	○	○	○

業 務 項 目	業 務 内 容	委託業務のタイプ		
		A	B	C
37. 衛生器具設備工事 (給排水衛生ガス 設備工事)	37-1) 施工図の検討・承諾	○	○	○
	37-2) 機器・材料の確認	○		
	37-3) 機器取付の確認	○	○	○
	37-4) 通水試験・機器運転の確認	○	○	○
38. 消火設備工事 (給排水衛生ガス 設備工事)	38-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	38-2) 製作図の検討・承諾	○	○	
	38-3) 機器・材料の確認	○		
	38-4) 法定試験結果の確認	○	○	○
39. ガス設備工事 (給排水衛生ガス 設備工事)	39-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
40. 機器設備工事 (空調換気設備工事)	40-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	40-2) 製作図の検討・承諾	○	○	
	40-3) 機器・材料の確認	○		
	40-4) 機器性能表の確認	○	○	
	40-5) 機器運転の確認	○	○	○
41. 配管設備工事 (空調換気設備工事)	41-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	41-2) 機器・材料の確認	○		
	41-3) 通水試験の確認	○	○	○
42. ダクト設備工事 (空調換気設備工事)	42-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	42-2) 製作図の検討・承諾	○	○	
	42-3) 機器・材料の確認	○		
43. 自動制御設備工事 (空調換気設備工事)	43-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	43-2) 機器・材料の確認	○		
	43-3) 作動試験の確認	○	○	○
44. 排煙設備工事 (空調換気設備工事)	44-1) 施工図の検討・承諾	○	○	
	44-2) 製作図の検討・承諾	○	○	
	44-3) 機器・材料の確認	○		
	44-4) ダクト・排煙口性能試験の確認	○	○	○

2. 監理業務処理区分

発注者（監督員）と、受注者（監理技術者）との事務処理区分は、以下の表に示したものとする。

(1) 工事監理方針の説明

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
1. 工事監理方針の説明		承 諾	提 出		当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受ける。
2. 工事監理方法変更の場合の協議		協 議	協 議		当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

(2) 設計図書の内容把握等の業務

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
1. 設計図書の内容の把握	指 示	確 認	報 告		設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容を取りまとめ、監督員に報告する。
2. 質疑書の検討	指 示	協 議	協 議		工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。

(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
1. 施工図等の検討及び報告	承 諾	確 認	報 告	検 討	設計図書の定めにより工事施工者等が作成し、提出する施工図（原寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、監督員に報告する。
2. 色等の指示	指 示	確 認	報 告	検 討	材料の色、柄等について検討し、監督員に報告する。
3. 工事材料の検討及び報告	承 諾	確 認	報 告	検 討	工事施工者等が提案又は提出する工事材料等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む）及び、それらの見本に関し、設計図書の内容に適合しているか検討し、監督員に報告する。

(4) 工事と設計図書との照合及び確認

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工事と設計図書の照合及び確認			確 認		工事施工者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、施工者等から提出される品質記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法等により確認を行う。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工事と設計図書の照合及び確認	指 示	確 認	報 告		工事施工者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて検討した結果、品質確保が困難な場合は、施工業者等に補修等を指示し、その方法が適切であるか否かを判断してその内容を、監督員に報告する。

(6) 業務報告書の提出

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
業務報告書等の提出		確 認	提 出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

3. 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工程表の検討及び報告	承 諾	確 認	報 告	検 討	工事施工者等が作成し提出する工程表について、工期及び設計図書に定められた品質が確保できるか検討し、工事施工者に対する修正の措置の有無を取りまとめ、監督員に報告する。

(2) 設計図に定めのある施工計画の検討及び報告

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
設計図に定めのある施工計画の検討及び報告	承 諾	確 認	報 告	検 討	工事施工者等が作成し提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工期及び設計図書に定められた品質が確保できるか検討し、工事施工者に対する修正の措置の有無を取りまとめ、監督員に報告する。

(3) 工事と工事請負契約との整合、確認、報告等

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
1. 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告	承 諾	確 認	報 告	確 認 検 討	工事施工者等が行う工事が、工事請負契約の内容（設計図書の内容を除く）に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法等で確認し、品質が確報出来るか検討し、工事施工者に対する修正の措置の有無を取りまとめ、監督員に報告する。
2. 工事請負契約に定められた指示、検討	指 示	確 認	報 告	立会い 確認等	工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めのあるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また、工事施工者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。
3. 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	指 示	確 認 指 示	報 告	検 査	工事施工者等が行う工事が、設計図書の内容に適合していない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合は、監督員に報告し、指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

項 目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
関係検査機関検査の立会等	立会い	確 認	報 告	立会い	関係機関の検査に立ち会い、その指摘事項等について、工事施工者が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。

第3編 下水道施設（ポンプ場、終末処理場） 重点施工監理業務委託料積算要領

〔Ⅰ〕建築物新営工事積算要領（業務タイプA）

1. 適用範囲と基準

(1) 適用範囲

この積算要領は原則として、標準的な下水道施設（ポンプ場、終末処理場）の建築物新営工事※の重点施工監理業務を委託する場合に適用する。

(2) 準拠基準

平成21年1月7日付 国土交通省告示第十五号 建築士法（昭和二十五年 法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準。

2. 業務委託料

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイからニまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

ハ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからハまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

- (1) 業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二業務経費のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする。

イ 直接人件費

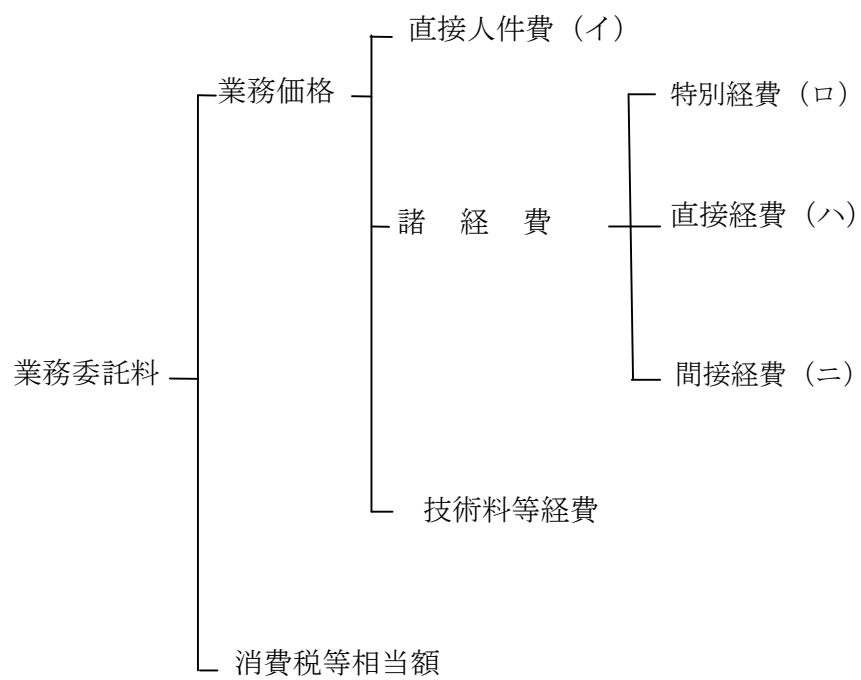
設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、別添二に掲げる建築物の類型に応じて、通常当該業務に従事する者一人について一時間当たり要する人件費に別添三に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に 1.0 を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- (2) 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。
- (3) 第一項イに定める算定方法において、別添四に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとする。
- (4) 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

3. 業務委託料の構成



別添一

標準業務は、工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は 工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

1. 工事監理に関する標準業務

果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに、実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項 目		業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門事業者を含む。）及び、それらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終了後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

2. その他の標準業務

前号に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

項 目		業務内容
(1)	請負代金内訳書の検討及び報告	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2)	工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3)	設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計 図書に定められた品質が確保できない恐れがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると 判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(4)	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象 工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者 がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、 必要な範囲で破壊して検査する。
(5)	工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6)	関係機関の検査の立会い等	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめる とともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7)	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

別添二

下水道建築物の用途分類には、告示に準じて下水道建築物を以下の表-1 のように用途分類した。この表に記載のない建物用途の場合は、本表の類似建物に準じて適用すること。

表-1 別添二に基づく下水道建築物の用途分類

建築物の 類 型	建築物の用途等			
	第 1 類（標準的なもの）		第 2 類（複雑な設計等を必要とするもの）	
	告示の分類	下水道施設	告示の分類	下水道施設
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	車庫、倉庫 ピロティ方式の覆蓋、標準的覆蓋	立体倉庫 物流ターミナル等	複合的覆蓋（脱臭機室、電気室等のプラント諸室がある場合）
二 生産施設	組立工場等	電気棟 受変電所 特高変電所 塩素棟	化学工場 薬品工場 食品工場 特殊設備を付帯する工場等	汚泥処理棟 汚泥濃縮棟 沈砂池・ポンプ棟 送風機棟 発電機棟
四 業務施設	事務所等	管理本館（事務棟）	銀行、本社ビル、庁舎等	管理本館複合棟（監視室、電気室、水質試験室等を含む）

注）第 1 類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第 2 類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別添三 標準業務量の算定

1. 別添一に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる「表-1 別添二に基づく下水道建築物の用途分類」の類型ごとに、告示の別表 1 の 1～1 の 2 物流施設、2 の 1～2 の 2 生産施設、4 の 1～4 の 2 業務施設の工事監理の欄に基づいて設定した費用関数により算出する。
2. 次に掲げる表において、**総合の欄**に掲げる標準業務人・時間数は、標準階構成とし人工増減係数は 1.0 とし、以下の場合には増減を行う。
 - ① 地下階がある建築物にあつては、割増し係数を 1.1 とする。
 - ② 水処理覆蓋等で土木構造物上部に設置される建築物にあつては、割増し係数を 0.9 とする。
3. 次に掲げる表において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は標準的な構造に関わる業務であり、次の場合は、割り増し係数を乗じて求めることが出来る。
 - ① 平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物にあつては、**1.3** とする。
 - ② 軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物にあつては、**1.2** とする。
 - ③ 特殊な敷地上の特殊な形状の建築物にあつては、**1.4** とする。
 - ④ 鉄骨鉄筋コンクリート造、PCa 構造などの特殊架構の建築物にあつては、**1.2** とする。
4. 次に掲げる表において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、標準的設備のものであり、次の場合は、割り増し係数を乗じて求めることが出来る。
 - ① 中央管理方式の空気調和設備、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備などの機能水準が高い設備が設けられる建築物にあつては、**1.4** とする。
 - ② プラント設備と連携した制御等を必要とする建築付帯設備にあつては、**1.1** とする。
5. 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として 2 年又は二級建築士として 7 年の建築に関する業務経験を有する者が工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
6. 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。詳細は、別添四の面積算定方法を参照のこと。なお、床面積の算定については、工事監理における業務量を勘案し、以下の場合には建築基準法の規定に基づかないで求めるものとする。
 - ① 複合構造物等における土木構造部分で、水路、水槽、砂詰部分に属する床面積を有しない範囲は、施工面積として当該階の床面積として計上する。
 - ② 当該階に吹抜け部分がある場合は、吹抜け部分の投影面積に 0.6 を乗じた値で施工面積として当該階の床面積として計上する。
 - ③ 水処理施設の土木構造部分に設置される管廊設備等については、当該管廊の内法寸法にて算出して対象床面積を計上する。

＜標準業務量の算定表＞

施設別の標準業務量は、以下の表の費用関数により求めるものとし、Y＝標準業務量、X＝対象床面積として算定する。

別表１の１～１の２ 物流施設標準業務量

対象業種	費用関数	
	第１類（標準的なもの）	第２類（複雑な設計等を必要とするもの）
全 体	$Y = 71.143x^{0.2943}$	$Y = 126.54x^{0.2989}$
総 合	$Y = 37.294x^{0.3056}$	$Y = 91.806x^{0.306}$
構 造	$Y = 13.190x^{0.3258}$	$Y = 14.047x^{0.3188}$
設 備	$Y = 24.308x^{0.2186}$	$Y = 24.962x^{0.2157}$

別表２の１～２の２ 生産施設標準業務量

対象業種	費用関数	
	第１類（標準的なもの）	第２類（複雑な設計等を必要とするもの）
全 体	$Y = 43.729x^{0.3909}$	$Y = 128.38x^{0.3318}$
総 合	$Y = 80.396x^{0.2491}$	$Y = 200.62x^{0.2448}$
構 造	$Y = 2.327x^{0.5739}$	$Y = 2.327x^{0.5739}$
設 備	$Y = 0.8623x^{0.6495}$	$Y = 0.8623x^{0.6495}$

別表４の１～４の２ 業務施設標準業務量

対象業種	費用関数	
	第１類（標準的なもの）	第２類（複雑な設計等を必要とするもの）
全 体	$Y = 58.363x^{0.3961}$	$Y = 118.59x^{0.3596}$
総 合	$Y = 76.021x^{0.2898}$	$Y = 146.09x^{0.2901}$
構 造	$Y = 27.861x^{0.2811}$	$Y = 27.861x^{0.2811}$
設 備	$Y = 0.6688x^{0.7735}$	$Y = 0.6688x^{0.7735}$

〔Ⅱ〕改修、耐震補強工事積算要領（業務タイプB）

1. 適用範囲と基準

(1) 適用範囲

この積算要領は原則として、標準的な下水道施設（ポンプ場、終末処理場）の建築物改修、耐震補強工事の重点施工監理業務を委託する場合に適用する。

(2) 準拠基準

昭和 54 年建設省告示第 1206 号重点工事監理業務に準じた規定とし、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を参考とする。

2. 業務委託料

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイからニまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

ハ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究 調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからハまでに定める経費を除く）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

- (1) 業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二業務経費のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。

イ 直接人件費

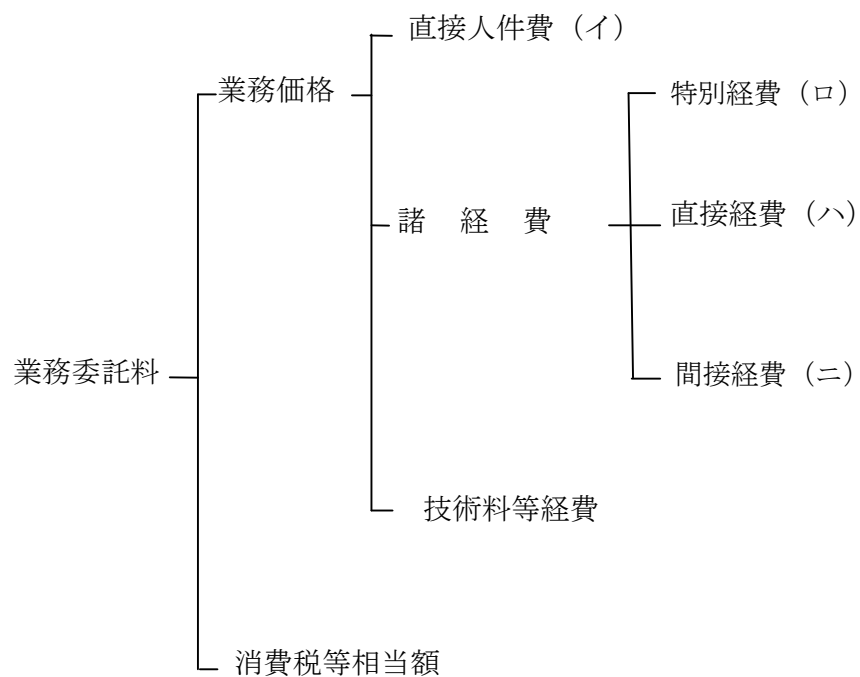
設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、建築物の工事費を監理委託費用算出の対象額とする。

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に 1.0 を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- (2) 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、当該監理対象工事費により算定するものとする。

3. 業務委託料の構成



別添一

標準業務は、工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

1. 工事監理に関する標準業務

成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項 目		業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及び、それらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

2. その他の標準業務

前号に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

項 目		業務内容
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告		工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた 工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計 図書に定められた品質が確保できない恐れがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると 判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象 工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者 がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、 必要な範囲で破壊して検査する。
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6) 関係機関の検査の立会い等		建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめる とともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している かどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

<標準業務量の算定表例>

某ポンプ場 改修・耐震補強工事監理業務委託費

項 目	数量	単位	備考
1. 対象工事費（工事費）：X建築工事費	100,000	千円	
諸経費を含む			
2. 標準業務人・日数：Y	57	人・日	A
第2 = $0.015X^{0.7147}$			
3. 設計区分率 総合、構造、設備	100	%	B
4. 委託依頼率	60	%	C
5. 委託人数算出			
A × B × C	34	人工	D

6. 直接人件費 委託人数	34	人工	E
---------------	----	----	---

単価（C人工）	38,400	円	
直接人件費	1,305,600	円	F
7. 諸経費（F）× 100%	1,305,600	円	G
8. 技術経費（G + F）× 20%	522,240	円	H
9. 特別経費（出張旅費）※諸経費に含まれない経費	110,352	円	I
10. 合 計（F + G + H + I）	3,243,792	円	
改め	3,200,000	円	

<注>

- 対象工事費は、消費税を含まない工事原価とする。
- 業務標準人工根拠は、旧告示の用途分類2類による費用関数である。
- 委託依頼率とは、予算執行の管理や契約関係書類の確認・決済等は発注者が行うものし、告示の業務量から低減することが出来る。
- 直接人件費の対象人工職階は、技師Cを標準とする。業務難易度により、これによりがたい場合は、協議により業務能力換算率を用いることが出来る。
- 諸経費、技術経費率は、参考数値である。
- 費用関数の参考は以下のとおりである。
第1類（工場、車庫、市場、倉庫等） $Y = 0.0136X^{0.7147}$ 、
第2類（体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舎等） $Y = 0.0151X^{0.7147}$
第3類（銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場（オーディトリウムを有するものに限る。）ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等） $Y = 0.0166X^{0.7147}$

<参 考>

業務能力換算率運用：業務は、原則として職種別は技師（C）を標準として算出する同一工種に限り、この職種によらないで実施することができる。ただし、この場合の職種別業務対応人工（変更人工）は、次の運用例に準じる。

（運用例）

職種別業務対応人工（委託時に設定したもの、即ち当初設計）

職 種	(1) 職種別 業務対応 人工(人)	※ (2) 積算時 日額単価 (円)	(3)業務能力換算率 (職種別単価／ 主任技師単価)	(4) 業務能力 換算値 (1)×(3)	備 考
主 任 技 師	2	64,800	1.00	2.00	
技 師 (A)	4	57,000	0.88	3.52	
技 師 (B)	4	47,200	0.73	2.92	
技 師 (C)	5	38,400	0.59	2.95	
技 術 員	3	33,600	0.52	1.56	
計	18			12.95	

（注）※この日額単価は設計業務等技術者単価（R6）である。

上記業務を技師（B）を除いた形で実施する場合の一例を次に示す。

なお、職種別人工にそれぞれの業務能力換算率を乗じて求めた業務能力換算値の合計値は、当初設計の値以上にしなければならない。また、業務能力換算率は、基準日額単価比率とする。

変更職種別業務対応人工

職 種	(1) 変更職種 別業務対応 人工(人)	※ (2) 積算時 日額単価 (円)	(3)業務能力換算率 (職種別単価／ 主任技師単価)	(4) 業務能力 換算値 (1)×(3)	備 考
主 任 技 師	1	64,800	1.00	1.00	
技 師 (A)	10	57,000	0.88	8.80	
技 師 (C)	4	38,400	0.59	2.36	
技 術 員	2	33,600	0.52	1.04	
計	17			13.20 > 12.95	

(注) ※この日額単価は設計業務等技術者単価 (R6) である

この考え方は、業務経験年数（職種）と業務処理能力とには高い相関性があり、その相関は基準日額単価比率をもって示すことができるとしたもので、広く建築の分野で慣行されているものである。

〔Ⅲ〕改修、耐震補強工事等積算要領（業務タイプC）

1. 適用範囲と基準

（1）適用範囲

この積算要領は原則として、標準的な下水道施設（ポンプ場、終末処理場）の建築物改修、耐震補強工事の最小限の重点施工監理業務を委託する場合に適用する。

（2）準拠基準

昭和54年建設省告示第1206号重点工事監理業務に準じた規定とし、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を参考とする。

2. 業務委託料

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイからニまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

ハ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからハまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われ

る費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

- (1) 業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二業務経費のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。

イ 直接人件費

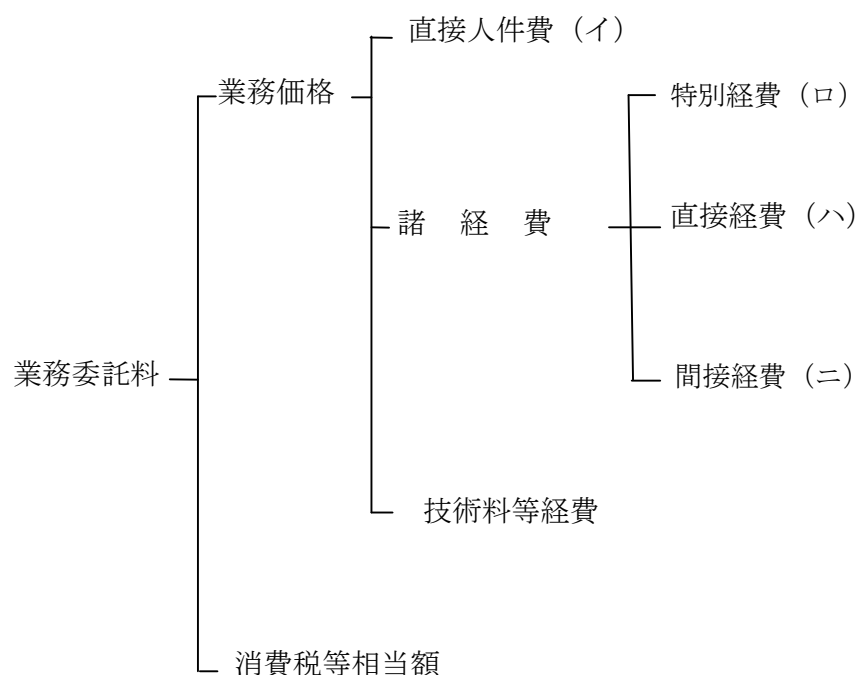
直接人件費の算定は、定例会議日、立会日数、施工図承認等、実工程に合わせた業務必要人工を計上する。

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に 1.0 を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- (2) 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、当該監理対象工事費により算定するものとする。

3. 業務委託料の構成



4. 業務人工算出について

対象業務を定例会議出席と、必要な立会業務を工事期間内に実工程に合わせて協議により算定する。以下は、参考例である。

	令和 6 年					令和 7 年			人工
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
会議	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	3.0	13.5
立会	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	8.0
人工計									21.5

第4編 添付資料〔Ⅰ〕提出書式例

発注者の書式に特に定めが無い場合の参考書式を添付した。
参考書式の押印の可否については、発注者と協議し決定し、不要部分は削除する。

1. 業 務 着 手 届
2. 主 任 管 理 技 術 員 届
3. 管 理 技 術 員 届
4. 経 歴 書
5. 職 務 分 担 届
6. 緊 急 連 絡 体 制
7. 業 務 完 了 届
8. 監 理 月 報
9. 監 理 日 報
10. 打 合 せ 記 録

1. 業務着手届

令和 年 月 日

殿

受注者

業 務 着 手 届

令和 年 月 日付けをもって委託契約を締結した次の業務について、
下記のとおり着手しましたから届けます。

委託業務の名称

記

契 約 番 号

業務委託料

着手年月日 令和 年 月 日

履 行 期 限 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

2. 主任管理技術員届

令和 年 月 日

殿

受注者

主 任 管 理 技 術 員 届

令和 年 月 日付けをもって委託契約を締結した次の業務について、
重点施工監理業務委託契約書 にもとづき、下記のとおり通知します。

委託業務の名称

記

主任管理技術員

3. 管理技術員届

令和 年 月 日

殿

受注者

管 理 技 術 員 届

令和 年 月 日付けをもって委託契約を締結した次の業務について、
重点施工監理業務委託契約書 にもとづき、下記のとおり通知します。

委託業務の名称

記

管理技術員

4. 経歴書

経 歴 書			
氏 名		生年月日	年 月 日
現 住 所			
最 終 学 歴			
業 務 歴			
資 格			
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏 名 印			

5. 職務分担届

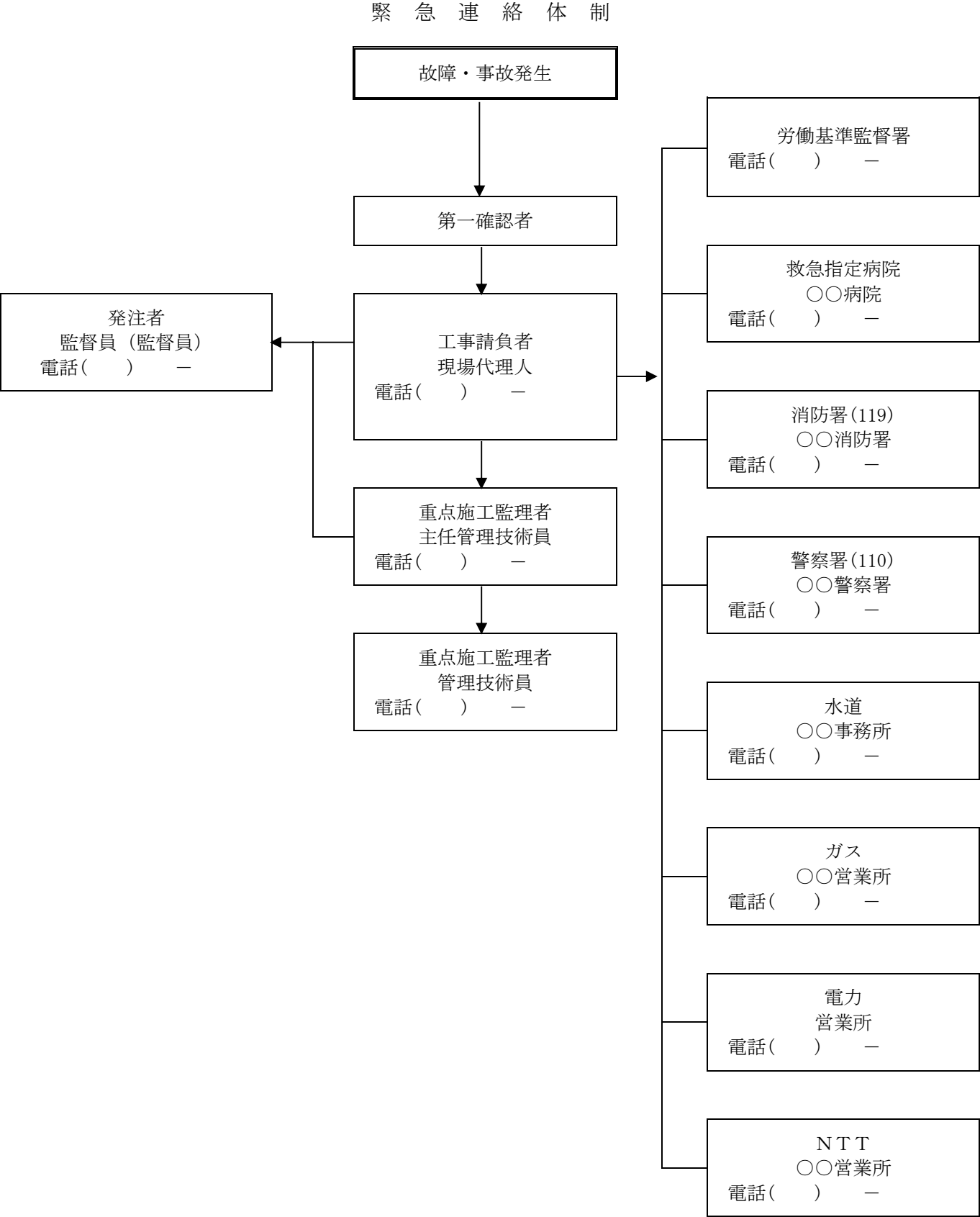
職 務 分 担 届

委託業務の名称

受注者

職 名	氏 名	職 務 担 当	連絡先（電話）
主任管理技術員		総 括	
管 理 技 術 員		担当	
		担当	
		担当	
		担当	
		担当	
		担当	
		担当	
		担当	
		担当	

6. 緊急連絡体制表



7. 業務完了届

令和 年 月 日

殿

受注者

業 務 完 了 届

令和 年 月 日付け契約の下記業務は、令和 年 月 日をもって完了しましたので、重点施工監理業務委託契約書 にもとづき、報告します。

委託業務の名称

記

契 約 番 号

業務委託料

履 行 期 限 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

8. 工事監理月報

工 事 監 理 月 報 (月 分 ・ 監 理 状 況)				決 裁 欄						
工事名称 ○○○棟建築工事										
業務名称 ○○○棟建築工事監理業務委託										
令和 年 月 日			技術管理者			印				
報 告 事 項	技術管理者名		技術職員名							
	現場		事務所	主な業務内容		建築	電気	機械	現場 業務計	事務所 業務計
	月 日		月 日			人	人	人	人	人
	計 人		計 人			計 人	計 人	計 人	計 人	計 人
	意見 欄								記入者印	
記事 欄	1. 工事受注業者 2. 工事監理期間 令和○○年○月○日～令和○○年○月○日 3. 工事監理業務の種別 4. 監理上の特定条件等 非常駐監理									

(A 4版)

9. 工事監理業務日誌

監 理 業 務 日 誌

			監督員印	
工事名			事務所名・ 技術管理者等 氏 名	印
令和 年 月 日 () 天候 () 気温 ℃				
出勤者名		出張者名	休暇者名	来訪者名
協議・立会・確認等の内容	建			
	築			
	電			
	気			
	機			
	械			
給				
排				
水				
そ				
の				
他				
請負業者に対する指示及び承諾事項並びにその他必要事項				

工事打合せの内容の重要な事項は、現場連絡票に記載すること。 (A 4 版)

10. 打合せ記録簿

打 合 せ 記 録 簿

第 回							項 /	
発注者	監 督 員				受注者	管 理 技術者	担 当 者	
	印					印	印	印
業 務 名					受注者			
日 時	令和 年 月 日 ()				場 所			
出 席 者	発注者側				打 合 せ 方 式	会議・電話・ ()		
	受注者側							

第4編 添付資料〔Ⅱ〕委託費算出例

管理業務委託費の算出例は、以下のとおりとする。

1. 書式は参考例であり、委託団体の定めがある場合はそれによる。
2. 算出例の対象業務は、新営工事（タイプ A）、耐震補強工事（タイプ B）、改修工事（タイプ C）とする。

1. 建築物新営工事監理業務委託費（業務タイプ A）

令和 年度		工 期	令和 年 月 日
委 託 業 務 名	N市〇〇汚水中継ポンプ場 築造工事重点施工監理 業 務 委 託 設 計 書		
委託地名（箇所）	N 市 〇 〇 町 〇 〇 丁 目 〇 〇 番 地		
委 託 内 容	(構造、階) 鉄筋コンクリート造、地上2階 (監理対象用途) 生産施設 第2類 (監理対象面積) 1,500㎡ (監理対象業種) 総合、構造、設備 ----- ----- ----- ----- -----		
【 業 務 委 託 設 計 書 】			
業 務 委 託 金 額	金18,370,000円也	内 訳	
費 目	工 種	金 額	摘 要
重点施工監理業務委託費		18,370,000	

費目	工種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費							
	建築監理						
		直接人件費 (A)	式	1		6,993,600	別紙明細参照
		諸 経 費 (B)	式	1		6,993,600	
		技術料等経費 (C)	式	1		2,797,440	
		業務価格 (A+B+C)	式	1		16,784,640	
		改め				16,700,000	
		消費税相当額	式	1		1,670,000	業務価格の10%
	委託費	監理料合計	式	1		18,370,000	

<別紙明細>

細 別	内 訳	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
総 合	一般業務量 (A1)	人・時	1,202	4,800	5,769,600	人工関数 割増係数 $a=1.0$
						$Y=200.62x^{0.2448}$
構 造	一般業務量 (A2)	人・時	155	4,800	744,000	人工関数 割増係数 $a=1.0$
						$Y=2.327x^{0.5739}$
設 備	一般業務量 (A3)	人・時	100	4,800	480,000	人工関数 割増係数 $a=1.0$
						$Y=0.8623x^{0.6495}$
一般業務合計	①	人・時	1,457			
総 合	追加業務 (B1)	人・時	0			
構 造	追加業務量 (B2)	人・時	0			
設 備	追加業務量 (B3)	人・時	0			
追加業務合計	②	人・時	0			
直接人件費計	① + ②	式	1		6,993,600	
	日人工換算業務量	人・日	182	38,400	6,988,800	(参考)

2. 建築物耐震補強工事監理業務委託費（業務タイプB）

某ポンプ場 耐震補強工事監理業務委託費

令和 年度		工 期	令和 年 月 日
委 託 業 務 名	N市〇〇汚水中継ポンプ場 耐震補強築造工事重点施工監理 業 務 委 託 設 計 書		
委託地名（箇所）	N 市 〇 〇 町〇〇丁目〇〇 番 地		
委 託 内 容	（構造、階） 鉄筋コンクリート造、地上2階 （監理対象用途） 第2類 （監理対象工事費） 100,000,000円 （監理対象業種） 総合、構造、設備 ----- ----- -----		
【 業 務 委 託 設 計 書 】			
業 務 委 託 金 額	金5,720,000円也	内 訳	
費 目	工 種	金 額	摘 要
重点施工監理業務委託費		5,720,000	

<注>

7. 対象工事費は、消費税を含まない工事原価とする。
8. 業務標準人工根拠は、旧告示の用途分類2類による費用関数である。
9. 直接人件費の対象人工職階は、技師Cを標準とする。業務難易度により、これによりがたい場合は、協議により業務能力換算率を用いることが出来る。
10. 諸経費、技術経費率は、参考数値である。

費目	工種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費							
	建築監理						
		直接人件費 (A)	式	1		2,188,800	別紙明細参照
		諸 経 費 (B)	式	1		2,188,800	
		技術料等経費 (C)	式	1		875,520	
		業務価格 (A+B+C)	式	1		5,253,120	
		改め				5,200,000	
		消費税相当額	式	1		520,000	業務価格の10%
	委託費	監理料合計	式	1		5,720,000	

<別紙明細>

項 目	数量	単位	備考
1. 対象工事費 (工事費) : X 建築工事費 諸経費を含む	100,000	千円	
2. 標準業務人・日数 : Y 第2類 Y=0.0151X 0.7147	57	人・日	A
3. 設計区分率 総合、構造、設備	100	%	B
4. 委託依頼率	100	%	C
5. 委託人数算出			
$A \times B \times C$	57	人工	D
6. 直接人件費			
委託人数	57	人工	E
単価 (C 人工)	38,400	円	
直接人件費	2,188,800	円	F

某ポンプ場 改修工事監理業務委託費

- 62 -

費目	工種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費							
	建築監理						
		直 接 人 件 費(A)	式	1		722,400	別紙明細参照
		諸 経 費 (B)	式	1		722,400	
		技術料等経費 (C)	式	1		288,960	
		業務価格 (A+B+C)	式	1		1,733,760	
		改め				1,700,000	
		消費税相当額	式	1		170,000	業務価格の10%
	委託費	監理料合計	式	1		1,870,000	

別紙明細

	令和 6 年					令和 7 年			人工
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
会議	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	3.0	13.5
立会	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	8.0
人工計									21.5

某ポンプ場 改修工事監理業務委託費

- 64 -

費目	工種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費							
	建築監理						
		直接人件費 (A)	式	1		789,600	別紙明細参照
		諸 経 費 (B)	式	1		789,600	
		技術料等経費 (C)	式	1		315,840	
		業務価格 (A+B+C)	式	1		1,895,040	
		改め				1,800,000	
		消費税相当額	式	1		180,000	業務価格の10%
	委託費	監理料合計	式	1		1,980,000	

別紙明細

	令和 6 年					令和 7 年			人工
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
会議	1.5	1.5	2.0	1.5	1.5	2.0	1.5	3.0	14.5
立会	1.0	1.0	1.5	1.0	1.0	1.5	1.0	1.0	9.0
人工計									23.5

業務タイプB' はタイプ別業務項目表 (P20) の「11、鉄筋コンクリート工事」業務タイプCの欄に「※」部の人工分を追加計上する。

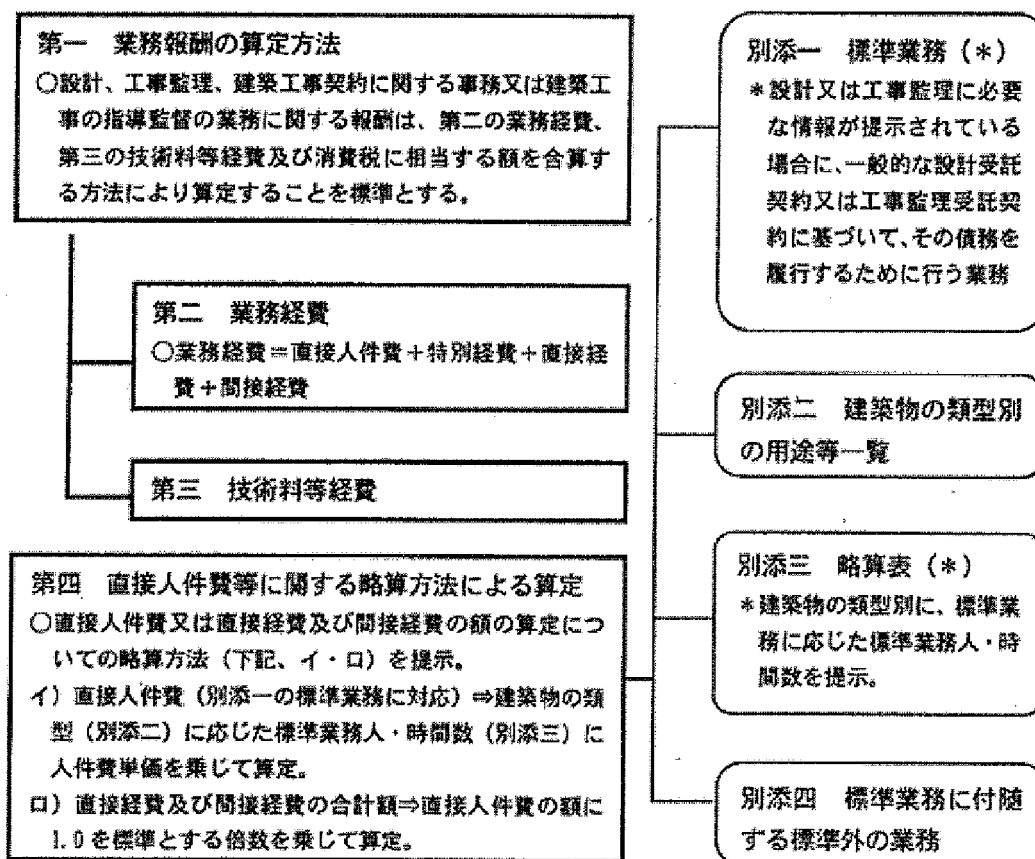
第 4 編 添付資料

〔Ⅲ〕 参考資料

1. 新国交省告示第 15 号の概要

(1)平成 21 年国土交通省告示第 15 号の公布

構造計算書偽装問題を踏まえ、平成 18 年 8 月にとりまとめられた社会資本整備審議会答申において業務報酬基準(昭和 54 年建設省告示第 1206 号)の見直しが指摘され、平成 19 年には見直しの方向が定められて業務量等の実態調査が実施され、さらに平成 20 年中の検討作業を経て本年 1 月 7 日に新告示「国土交通省告示第 15 号」(建築士法第 25 条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準)が定められた。新告示の公布に伴い 30 年にわたり建築士が行う設計や監理業務等の報酬算定基準となっていた旧告示 1206 号は廃止された。ここでは新告示についてその概要をみる。



(図1:新告示の業務報酬基準の構成)

(2)新告示の概要

新告示による業務報酬基準の構成、概要については図1を参照されたい。新しい業務報酬基準は旧告示と同様に設計等の業務につき、第一～第三号の実費加算方式(業務経費、技術料等経費及び消費税を合算)、第四号の略算方法による算定で構成されている。実費加算方式は業務報酬算定方法の標準とされているものであり、この構成については旧告示と変わっていない。略算方法に関して別添三の略算表については以下の点で旧告示と大きく変わっている。

- ① 建築物の類型が4類型から15類型へ詳細化された。(各類型、用途等は別添二による)
- ② 標準業務量について、総合、構造、設備の専門分野別に表示された。(別表第1～第15)
- ③ 標準業務量について、工事費ベースから床面積(m²)ベース表示が変わった。
- ④ 標準業務量について、人・日から人・時間へ単位が変更された。

次に業務経費のうち、直接人件費、直接経費、間接経費の算定においては、略算方法を用いることができる点は従来通りであるが、この略算方法は「標準的な業務を実施した場合に必要な標準的な業務量」を用いて報酬を算定する方法である。すなわち告示で言う略算方法で算出できる標準業務量(業務人×時間数)とは、あくまで標準業務内容に対応した業務量であることを銘記されたい。従って特別経費や技術料等経費、あるいは追加的業務などそもそも標準業務内容に含まれない業務については略算方法を用いることは出来ないので各々個別に算定することになる。

この標準業務は、新告示では「設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務」とされており、「設計に関する標準業務」と「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」に区分され、別添一に各業務の項目と内容、さらに設計に関しては基本、実施各段階の成果図書(一般の建築物と戸建木造住宅)が工種ごとに一覧表示されている。建築士が行う設計や監理の業務は本来個別性が強く契約自由の原則もあるので、実際の契約は多様性に富むが、新告示で示された標準業務内容とこれに対応する標準業務量(アンケート調査による国内約2600の対象事業所の業務実態サンプルから統計処理をして割り出されたもの)は、基本的にはわが国の設計監理業務のスタンダードとなるべきものと言ってよい。また上記の如く標準業務に含まれない業務を付随して行う場合は、その業務量をこの標準業務量に付加して算定する必要があり、新告示別添四で示された「設計に関する標準業務に付随する標準外の業務」と合わせて、付加された業務量につき建築主と(標準業務報酬への)相応の報酬加算について協議を進めることになる。なお新告示で示されたこの標準外の業務は標準業務に付随して行われる業務を示した限定的なものであり、実務のレベルではこれ以外にも中途での大幅な設計変更や調査・企画、鑑定など多くの追加業務があると考えられるので、標準外の業務の見極めについては適宜判断をし、建築主の充分な理解を得る必要がある。

新告示による標準業務内容は「四会連合協定設計監理業務委託契約書式」をベースに旧告示に比して段階ごとにより明瞭に示されており、特に設計と監理については、「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」が明示されるなど、業務の発注形態が設計監理一貫であれ分離であれ、業務内容を峻別して新たに整理しているので、より適切な建築士の業務構築に向けてぜひ一読されたい。

略算方法における業務の難易度による補正（別添二の注、別添三の4～5項）については特に構造と設備について難易度補正の標準の係数が具体的に示された。但しこれはあくまで標準的な倍数であり個々の業務内容に応じて調整する値とされる

(3)新告示による報酬基準活用のイメージ

新告示の報酬基準の活用については、受託側の建築士のみならず委託側の建築主に対しても十分な認知、理解、浸透をはかって行くことが今後の大きな課題となろう。

2. 国交省告示第 15 号

○国土交通省告示第十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成二十一年一月七日

国土交通大臣 金子 一義

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイからニまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

ハ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからハまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあつては、その略算方法によることができないものとする。

イ 直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、別添二に掲げる建築物の類型に応じて、通常当該業務に従事する者一人について一時間当たりに要する人件費に別添三に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- 2 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。
- 3 第一項イに定める算定方法において、別添四に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとする。
- 4 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十四年建設省告示第千二百六号は、廃止する。

別添一

標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

1 設計に関する標準業務

一 基本設計に関する標準業務

建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあってはロⅢに、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロⅣに掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項 目		業 務 内 容
(i) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

□ 成果図書

(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 ⑩ 工事費概算書
(2) 構造		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 3 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
 4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
 5 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
 6 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

(2) 戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 仕様概要書 ② 仕上概要表 ③ 配置図 ④ 平面図(各階) ⑤ 断面図 ⑥ 立面図 ⑦ 工事費概算書
(2) 構造		① 仕様概要書 ② 工事費概算書
(3) 設備		① 仕様概要書 ② 設備位置図(電気、給排水衛生及び空調換気) ③ 工事費概算書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 3 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書の中に含まれる場合がある。

二 実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあつては口ロに、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあつてはロロに掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

□ 成果図書

(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図(各面) ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図(各階) ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ⑯ 工事費概算書 ⑰ 各種計算書 ⑱ その他確認申請に必要な図書
(2) 構造		① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図(各階) ④ 軸組図 ⑤ 部材断面表 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図(各階) ⑧ 動力設備平面図(各階) ⑨ 通信・情報設備系統図 ⑩ 通信・情報設備平面図(各階) ⑪ 火災報知等設備系統図 ⑫ 火災報知等設備平面図(各階) ⑬ 屋外設備図 ⑭ 工事費概算書 ⑮ 各種計算書 ⑯ その他確認申請に必要な図書
	(ii) 給排水衛生設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図(各階) ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図(各階) ⑧ 排水処理設備図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事費概算書 ⑬ 各種計算書 ⑭ その他確認申請に必要な図書

	(iii) 空調換気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図 ⑤ 空調設備平面図(各階) ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図(各階) ⑧ その他設置設備設計図 ⑨ 部分詳細図 ⑩ 屋外設備図 ⑪ 工事費概算書 ⑫ 各種計算書 ⑬ その他確認申請に必要な図書
	(iv) 昇降機等	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事費概算書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

(2) 戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1)総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図(各面) ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図 ⑬ 建具表 ⑭ 工事費概算書 ⑮ その他確認申請に必要な図書
(2)構造	① 仕様書 ② 基礎伏図 ③ 床伏図 ④ はり伏図 ⑤ 小屋伏図 ⑥ 軸組図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書
(3)設備	① 仕様書 ② 設備位置図(電気、給排水衛生及び空調換気) ③ 工事費概算書 ④ その他確認申請に必要な図書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 3 別添二第十五号に該当する建築物については、確認申請に必要な図書のみとする。

三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

一 工事監理に関する標準業務

前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明 (ii) 工事監理方法変更の場合の協議
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握 (ii) 質疑書の検討
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告
(4) 工事と設計図書との照合及び確認	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	
(6) 工事監理報告書等の提出	

二 その他の標準業務

前号に定める業務と一体となって行われる次に掲げる業務をいう。

項目		業務内容
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告		工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6) 関係機関の検査の立会い等		建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
十三 戸建住宅(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)	戸建住宅	—
十四 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)	戸建住宅	—
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	—

- 図 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
- 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別添三

- 1 別添一第1項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(一)設計の欄に掲げるものとする。
- 2 別添一第2項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(二)工事監理等の欄に掲げるものとする。
- 3 次に掲げる表において、総合の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(Ⅱ)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(Ⅱ)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。
- 4 次に掲げる表において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(Ⅱ)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(Ⅱ)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物にあつては1.3、軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物にあつては1.2、特殊な敷地上の特殊な形状の建築物にあつては1.4を標準とする倍数を、それぞれ該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 5 次に掲げる表において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(Ⅱ)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(Ⅱ)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、中央管理方式の空気調和設備、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備などの機能水準が高い設備が設けられる建築物にあつては、1.4を標準とする倍数を該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 6 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
- 7 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第1の1 物流施設 (別添二第一号 (第1類) 関係)

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²
(一) 設計	総合	450	550	630	760	880	1,100	1,400	1,600	1,900	2,300	2,600
	構造	240	300	350	440	510	640	850	1,100	1,200	1,600	1,800
	設備	220	260	290	350	400	470	590	710	800	950	1,100
(二) 工事監理等	総合	250	280	310	350	380	430	500	570	620	710	770
	構造	100	110	130	140	160	180	210	240	270	300	330
	設備	96	100	110	120	130	140	160	170	180	200	210

(単位 人・時間)

別表第1の2 物流施設 (別添二第一号 (第2類) 関係)

床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²
(一) 設計	総合	1,200	1,400	1,600	2,000	2,500	3,000	3,500	4,200	4,800
	構造	350	440	510	640	850	1,100	1,200	1,600	1,800
	設備	290	350	400	470	590	710	800	950	1,100
(二) 工事監理等	総合	760	860	940	1,100	1,200	1,400	1,500	1,800	1,900
	構造	130	140	160	180	210	240	270	300	330
	設備	110	120	130	140	160	170	180	200	210

(単位 人・時間)

別表第2の1 生産施設（別添二第二号（第1類）関係）

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²
(一) 設計	総合	460	570	670	840	980	1,200	1,600	2,000	2,400	3,000	3,500
	構造	270	350	420	540	660	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900
	設備	140	200	250	340	420	570	850	1,200	1,400	2,000	2,500
(二) 工事監理等	総合	380	420	450	500	530	590	670	740	800	880	950
	構造	84	110	120	160	180	230	310	390	460	580	680
	設備	48	63	76	99	120	160	220	280	340	440	540

(単位 人・時間)

別表第2の2 生産施設（別添二第二号（第2類）関係）

床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²
(一) 設計	総合	1,500	1,800	2,200	2,700	3,600	4,500	5,300	6,600	7,700
	構造	420	540	660	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900
	設備	250	340	420	570	850	1,200	1,400	2,000	2,500
(二) 工事監理等	総合	1,100	1,200	1,300	1,400	1,600	1,800	1,900	2,100	2,300
	構造	120	160	180	230	310	390	460	580	680
	設備	76	99	120	160	220	280	340	440	540

(単位 人・時間)

別表第3の1 運動施設 (別添二第三号 (第1類) 関係)

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²
(一) 設計	総合	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700	3,300	4,300	5,300	6,200
	構造	540	630	700	820	920	1,100	1,300	1,500	1,700
	設備	490	570	650	760	860	1,000	1,200	1,500	1,600
(二) 工事監理等	総合	710	840	940	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	2,400
	構造	250	260	260	270	280	290	310	320	330
	設備	190	220	250	290	320	380	460	540	600

(単位 人・時間)

別表第3の2 運動施設 (別添二第三号 (第2類) 関係)

床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²
(一) 設計	総合	2,200	2,700	3,200	3,900	5,100	6,200	7,200
	構造	700	820	920	1,100	1,300	1,500	1,700
	設備	650	760	860	1,000	1,200	1,500	1,600
(二) 工事監理等	総合	940	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	2,400
	構造	260	270	280	290	310	320	330
	設備	250	290	320	380	460	540	600

(単位 人・時間)

別表第4の1 業務施設（別添二第四号（第1類）関係）

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	(単位 人・時間)
(一) 設計	総合	1,000	1,200	1,400	1,700	1,900	2,300	2,800	3,400	3,800	
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000	
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400	
(二) 工事監理等	総合	460	520	560	630	690	780	900	1,000	1,100	
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	

別表第4の2 業務施設（別添二第四号（第2類）関係）

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²	(単位 人・時間)
(一) 設計	総合	2,000	2,400	2,700	3,300	3,700	4,400	5,500	6,500	7,400	8,800	10,000	
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000	2,500	2,800	
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400	3,100	3,800	
(二) 工事監理等	総合	890	1,000	1,100	1,200	1,300	1,500	1,700	2,000	2,100	2,400	2,600	
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	420	460	
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	1,100	1,400	

別表第5の1 商業施設（別添二第五号（第1類）関係）

		(単位 人・時間)									
床面積の合計		300 m ²	500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²
(一) 設計	総合	910	1,100	1,200	1,400	1,500	1,700	1,900	2,300	2,600	2,900
	構造	310	380	460	520	620	700	840	1,100	1,300	1,400
	設備	280	340	400	450	530	590	690	840	990	1,100
(二) 工事監理等	総合	620	660	700	730	770	800	850	910	960	1,000
	構造	110	130	150	160	190	200	230	270	300	330
	設備	110	130	150	170	190	220	250	300	350	390

別表第5の2 商業施設（別添二第五号（第2類）関係）

床面積の合計		300 m ²	500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²
(一) 設計	総合	1,200	1,400	1,600	1,700	2,000	2,200	2,500	3,000	3,400	3,700	4,300	4,700
	構造	310	380	460	520	620	700	840	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900
	設備	280	340	400	450	530	590	690	840	990	1,100	1,300	1,500
(二) 工事監理等	総合	1,200	1,300	1,400	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
	構造	110	130	150	160	190	200	230	270	300	330	370	400
	設備	110	130	150	170	190	220	250	300	350	390	450	490

別表第6の1 共同住宅（別添二第六号（第1類）関係）

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	(単位 人・時間)
(一) 設計	総合	1,100	1,300	1,600	1,900	2,200	2,800	3,600	4,500	5,200	
	構造	510	630	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500	
	設備	350	440	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900	
(二) 工事監理等	総合	570	680	780	940	1,100	1,300	1,600	1,900	2,200	
	構造	160	200	240	300	360	460	620	790	940	
	設備	150	180	200	240	270	330	410	490	550	

別表第6の2 共同住宅（別添二第六号（第2類）関係）

床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²	(単位 人・時間)
(一) 設計	総合	2,400	3,000	3,400	4,300	5,600	6,900	8,100	10,000	12,000	
	構造	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500	3,000	3,500	
	設備	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700	
(二) 工事監理等	総合	1,100	1,300	1,500	1,800	2,300	2,700	3,100	3,700	4,200	
	構造	240	300	360	460	620	790	940	1,200	1,400	
	設備	200	240	270	330	410	490	550	660	750	

別表第7 教育施設 (別添二第七号関係)

床面積の合計		500 ㎡	750 ㎡	1,000 ㎡	1,500 ㎡	2,000 ㎡	3,000 ㎡	5,000 ㎡	7,500 ㎡	10,000 ㎡	15,000 ㎡	20,000 ㎡
(一) 設計	総合	1,100	1,500	1,800	2,300	2,800	3,700	5,200	6,900	8,400	11,000	13,000
	構造	400	520	630	830	1,000	1,300	1,900	2,500	3,000	3,900	4,700
	設備	420	550	670	880	1,100	1,400	2,000	2,600	3,100	4,100	4,900
(二) 工事監理等	総合	480	650	800	1,100	1,300	1,800	2,700	3,600	4,500	6,100	7,500
	構造	120	160	200	280	360	500	760	1,100	1,300	1,900	2,300
	設備	170	230	290	390	490	660	970	1,300	1,600	2,200	2,700

別表第8の1 専門的教育・研究施設（別添二第八号（第1類）関係）

		(単位 人・時間)									
床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²	
(一) 設計	総合	2,400	2,800	3,100	3,500	4,200	4,800	5,200	6,000	6,600	
	構造	550	690	820	1,000	1,400	1,700	2,000	2,600	3,000	
	設備	470	650	820	1,100	1,700	2,400	3,000	4,100	5,200	
(二) 工事監理等	総合	790	890	960	1,100	1,300	1,400	1,500	1,700	1,900	
	構造	220	260	300	350	440	520	590	710	800	
	設備	200	230	260	310	390	470	530	630	710	

別表第8の2 専門的教育・研究施設（別添二第八号（第2類）関係）

		(単位 人・時間)									
床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²	
(一) 設計	総合	2,700	3,100	3,400	3,800	4,500	5,200	5,700	6,500	7,200	
	構造	550	690	820	1,000	1,400	1,700	2,000	2,600	3,000	
	設備	470	650	820	1,100	1,700	2,400	3,000	4,100	5,200	
(二) 工事監理等	総合	1,300	1,500	1,600	1,800	2,100	2,300	2,500	2,800	3,100	
	構造	220	260	300	350	440	520	590	710	800	
	設備	200	230	260	310	390	470	530	630	710	

別表第9の1 宿泊施設（別添二第九号（第1類）関係）

		(単位 人・時間)									
床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²			
(一) 設計	総合	1,700	2,100	2,500	3,100	4,100	5,100	5,900			
	構造	990	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900	2,100			
	設備	690	850	990	1,200	1,600	2,000	2,300			
(二) 工事監理等	総合	880	990	1,100	1,200	1,400	1,600	1,700			
	構造	210	260	310	380	500	630	740			
	設備	210	260	300	360	450	550	620			

別表第9の2 宿泊施設（別添二第九号（第2類）関係）

		(単位 人・時間)									
床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²	
(一) 設計	総合	3,200	4,000	4,700	5,800	7,700	9,600	11,000	14,000	16,000	
	構造	990	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900	2,100	2,500	2,700	
	設備	690	850	990	1,200	1,600	2,000	2,300	2,900	3,300	
(二) 工事監理等	総合	2,000	2,300	2,500	2,800	3,200	3,600	3,900	4,400	4,800	
	構造	210	260	310	380	500	630	740	920	1,100	
	設備	210	260	300	360	450	550	620	750	860	

別表第10の1 医療施設（別添二第十号（第1類）関係）

床面積の合計		300 m ²	500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²
(-) 設計	総合	960	1,300	1,800	1,800	2,300	2,700	3,300	4,400	5,500	6,400
	構造	370	480	600	690	850	980	1,200	1,600	1,900	2,200
	設備	330	460	600	720	940	1,100	1,500	2,000	2,600	3,200
(二) 工事監理等	総合	490	630	760	870	1,100	1,200	1,500	1,900	2,200	2,600
	構造	94	120	140	160	190	220	260	330	390	450
	設備	97	130	170	200	260	310	390	530	680	810

別表第10の2 医療施設（別添二第十号（第2類）関係）

床面積の合計		1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²
(-) 設計	総合	2,500	3,100	3,600	4,500	5,900	7,400	8,600	11,000	13,000
	構造	690	850	980	1,200	1,600	1,900	2,200	2,700	3,100
	設備	720	940	1,100	1,500	2,000	2,600	3,200	4,100	4,900
(二) 工事監理等	総合	1,000	1,200	1,400	1,700	2,200	2,600	3,000	3,700	4,200
	構造	160	190	220	260	330	390	450	540	610
	設備	200	260	310	390	530	680	810	1,000	1,200

別表第11の1 福祉・厚生施設（別添二第二十一号（第1類）関係）

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²
(一) 設計	総合	1,100	1,400	1,700	2,300	2,800	3,600	5,200	6,900	8,400
	構造	340	440	530	690	830	1,100	1,500	2,000	2,400
	設備	350	480	610	850	1,100	1,500	2,300	3,200	4,000
(二) 工事監理等	総合	760	830	890	970	1,000	1,100	1,300	1,400	1,500
	構造	130	150	180	220	250	300	390	470	540
	設備	180	220	250	310	360	450	580	720	830

別表第11の2 福祉・厚生施設（別添二第二十一号（第2類）関係）

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²
(一) 設計	総合	1,700	2,200	2,700	3,500	4,300	5,700	8,100	11,000	13,000
	構造	340	440	530	690	830	1,100	1,500	2,000	2,400
	設備	350	480	610	850	1,100	1,500	2,300	3,200	4,000
(二) 工事監理等	総合	1,600	1,700	1,800	2,000	2,100	2,300	2,600	2,900	3,100
	構造	130	150	180	220	250	300	390	470	540
	設備	180	220	250	310	360	450	580	720	830

別表第12の1 文化・交流・公益施設（別添二第十二号（第1類）関係）

床面積の合計		300 m ²	500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	(単位 人・時間)
(一) 設計	総合	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900	3,800	5,300	6,900	8,300	
	構造	430	590	760	920	1,200	1,400	1,800	2,500	3,300	3,900	
	設備	230	360	510	650	930	1,200	1,700	2,700	3,900	5,000	
(二) 工事監理等	総合	380	530	690	840	1,100	1,300	1,700	2,400	3,100	3,800	
	構造	130	170	210	250	310	370	460	610	770	910	
	設備	180	250	320	380	500	600	770	1,100	1,400	1,700	

別表第12の2 文化・交流・公益施設（別添二第十二号（第2類）関係）

床面積の合計		500 m ²	750 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²	2,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ²	7,500 m ²	10,000 m ²	15,000 m ²	20,000 m ²	(単位 人・時間)
(一) 設計	総合	1,800	2,300	2,800	3,600	4,400	5,700	7,900	10,000	12,000	16,000	19,000	
	構造	590	760	920	1,200	1,400	1,800	2,500	3,300	3,900	5,000	6,000	
	設備	360	510	650	930	1,200	1,700	2,700	3,900	5,000	7,100	9,100	
(二) 工事監理等	総合	970	1,300	1,500	2,000	2,400	3,100	4,400	5,700	6,900	9,000	11,000	
	構造	170	210	250	310	370	460	610	770	910	1,100	1,300	
	設備	250	320	380	500	600	770	1,100	1,400	1,700	2,100	2,600	

別表第13 戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）（別添二第十三号（第1類）関係）
（単位 人・時間）

床面積の合計		100 m ²	150 m ²	200 m ²	300 m ²
(一) 設計	総合	710	760	800	860
	構造	140	180	220	290
	設備	110	130	140	150
(二) 工事監理等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第14 戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）（別添二第十四号（第1類）関係）
（単位 人・時間）

床面積の合計		100 m ²	150 m ²	200 m ²	300 m ²
(一) 設計	総合	350	490	610	850
	構造	81	97	110	130
	設備	110	130	140	150
(二) 工事監理等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第15 その他の戸建住宅（別添二第十五号（第1類）関係）
（単位 人・時間）

床面積の合計		100 m ²	150 m ²	200 m ²	300 m ²
(一) 設計		270	360	430	570
(二) 工事監理等		120	170	210	290

別添四

1 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務

設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- 三 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 四 建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断その他建築物の地震に対する安全性の評価に係る業務
- 五 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
- 六 建築主が第三者に有償で委託した設計の代替案に関する評価に係る業務
- 七 設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
- 八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第5条第1項から第3項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務

工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
- 二 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 三 建築主と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務

3. 工事監理ガイドライン（国交省）

工事監理ガイドライン（案）

1. ガイドライン（案）の対象業務

このガイドライン（案）は、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）（以下、「告示第15号」という。）別添第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（4）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」をその対象としている。

2. ガイドライン（案）の位置付け

このガイドライン（案）は、告示第15号における「標準業務人・時間数」に概ね見合った業務量の工事監理業務の内容・方法等を指針として示すものである。

なお、このガイドライン（案）が対象とする工事等の概要は、次のとおり。

- ① 構造：戸建木造住宅以外（以下、「非木造」という。）
戸建木造住宅（軸組工法、枠組壁工法）
- ② 工事種別：建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、昇降機等工事
- ③ 新築・改修等の別：建築物の新築工事を対象とする。

3. 用語の定義

このガイドライン（案）で使用する用語の定義は次のとおり。

工事監理	： その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。（建築士法第2条第7項）
工事監理者	： 建築士法第2条第7項に規定する工事監理をする者をいう。（建築基準法第2条第11号） 工事監理者は、監理業務委託契約により建築主の委託を受け、その氏名が当該建築物の工事に係る建築確認申請書に記載される。
建築主	： 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。（建築基準法第2条第16号）
工事施工者	： 建築物、その敷地若しくは建築基準法第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。（建築基準法第2条第18号）
設計図書	： 建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう（建築士法第2条第5項）。
立会い確認	： 工事監理者が、施工の各段階で自ら工事場所（製作工場等を含む。）に臨み、目視・計測・触診・聴音等の方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、その適否を判断することをいう。立会い確認には、工事施工者が行う計測等に立ち会うことにより確認することを含む。 確認項目一覧表における「目視による確認」、「計測立会いによる確認」等がこれに当たる。

- 書類確認 : 工事監理者が、施工の各段階で、工事請負契約（設計図書）の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合、その品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部の適否を判断することをいう。
確認項目一覧表における「品質確認記録による確認」がこれに当たる。
- 自主検査 : 建築主と工事施工者との間で締結される当該工事に係る請負契約（以下、「工事請負契約」という。）に基づいて、工事の各段階で、工事施工者自らが、工事が設計図書及び施工図等のおりに実施されているかいないかを確認し、適否を判断することをいう。自主検査の内容及びその結果等を書面にしたものを「自主検査記録」という。
- 品質管理記録 : 工事請負契約に基づいて工事施工者自らが工事に関して行う品質管理（自主検査を含む。以下同じ。）等に係る記録をいう。品質管理記録には、自主検査記録（専門検査会社等による検査記録を含む。）、施工記録（施工報告書）、試験成績書（試験報告書）、材料搬入報告書、工事写真等がある。ただし、これらの書類名称は、工事により異なることがある。

4. 基本共通事項

「5. 確認項目一覧表」（以下、「一覧表」という。）における基本的な共通事項（工事監理の方法、表の見方、注意事項等）は、以下のとおり。

4-1 工事監理の方法等

(1) 「工事監理」と工事施工者の行為との関係

このガイドライン（案）では、工事請負契約（設計図書）に基づいて、工事施工者自らの品質管理のもとに実施され、それらの記録（品質管理記録）が作成・提出される工事を想定して、工事監理の指針を示すものである。

(2) 工事と設計図書との照合及び確認の方法の原則

工事監理者による工事と設計図書との照合及び確認は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認（工事請負契約に基づいて提出される場合）等、確認対象工事に応じた合理的方法により行われる。その具体的方法は、次の（3）、（4）及び（5）による。

(3) 工事監理者の確認の具体的方法

- ① 工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれかの方法により、又は両方を併用して工事の確認を行う。
- ② ①の確認に当たって、建築設備士の意見を聴いたときは、建築士法第20条第5項により、同条第3項に規定する報告書において、その旨を明らかにする。
- ③ ①による確認の結果、工事監理者は、建築士法第18条第3項の規定により、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおり実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
- ④ ①の確認を実施する時期は、原則として、次に掲げる時期による。

- ・ 工事の一工程が完了した場合等、設計図書に定められた時期
- ・ 工事監理者が「客観的に見て必要である」と判断した時期

(4) 書類確認について

工事監理者の書類確認は、工事そのものを直接見るのではなく、工事請負契約（設計図書）の定めにより工事施工者から提出される品質管理記録を基に行うもので、これは、合理的な確認方法の選択肢の一つである。

(5) 確認の程度

① 立会い確認

施工の各段階において、使用材料及び施工状況について、原則として、初回に立会い確認を実施する。この結果、設計図書のとおりであると確認された（以下、「合格した」という。）材料と同じ種別の材料は、また、これに合格した工程と同様の材料及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出による確認とする。

抽出の程度については、工事施工者のそれまでの施工状況等を踏まえつつ、対象工事や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定する。

② 書類確認

施工の各段階において、工事請負契約（設計図書）の定めにより工事施工者から提出される品質管理記録の有無・記載範囲等について、欠落部分がないかどうかなどの確認を行う。

施工の各段階において、品質管理記録の内容について、原則として、初回に提出されたものの確認を実施する。この結果、これに合格した材料と同じ種別の材料は、また、これに合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出による確認とする。

抽出の程度については、それまでに提出された当該書類の状況等を踏まえつつ、対象工事や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定する。

③ 「抽出による確認」の程度について

このガイドライン（案）では、立会い確認や書類確認による照合・確認の抽出率等を具体的な数字で定量的に示すことはしない。これは、工事内容や設計内容等により必要と考えられる抽出率は変動し、一律に示すことは難しいことによる。

4-2 一覧表の見方、注意事項等

(1) 「一般共通事項」について

「工事の種別」欄における「1. 一般共通事項」は、それ以降の工事種別に共通の事項であり、それぞれの工事種別・項目の確認に当たっては、当該部分の確認項目等と併せて適用する。

(2) 「確認項目」欄について

- ① 「確認項目」欄に示す項目は、工事ごとの状況や工事監理の対象となる建築物の特性により追加し、また各確認項目に該当する対象工種・部位等がない場合等は削除することとなる。

また、設計図書に、特に確認や試験に関する指定、又は特別な工事や施工方法（指定仮設、

指定工法)等に関する定めがある場合には、一覧表に示す確認内容に加えて又は減じて、それらに係る確認を行うこととなる。

- ② 項目の記載に()付きの注記がある場合、その内容は、その行全体又は箇条書きの「・」で記載される一群の項目すべてに係る。

(3)「具体的な確認方法」欄について

- ① 「…による確認」等としているのは、建築士法に定めたとおり、「工事が設計図書のとおり実施されているかいないかを確認する」ことである。
- ② 複数の確認方法(たとえば「目視による確認」等と「品質管理記録による確認」)が併記されている場合、工事監理者は、これらの確認方法のいずれか一つ又は、複数方法の組み合わせにより確認を行う。いずれの方法を採用するかについては、工事の特性及び確認対象に応じて、工事監理者が「客観的に見て妥当で合理的と考えられる方法」を選択する。
- ③ 「・計測立会いによる確認」「・試験立会いによる確認」等の記載は、原則として、設計図書に基づいて工事施工者が行う計測や試験等に工事監理者が立ち会うことにより、工事と設計図書との照合及び確認を行うことを示す。ただし、必要に応じて、工事監理者自らが計測・試験等を実施することもある。
- ④ 「・品質管理記録(・・・)による確認」の()内に、各工事における工事監理者の書類確認の対象となる品質管理記録を例示する。工事監理者は、この例示を参考に、確認対象に応じた妥当かつ効果的な書類を選定・利用し、書類確認を行うこととなる。

これらの書類は、工事請負契約(設計図書)に基づいて、工事施工者自らが品質管理を実施したうえで、その内容・結果等を記録として作成し、工事監理者の確認に先立つ適切な時期に工事施工者から工事監理者に提出される。

なお、例示の書類名称は、工事により異なることがある。

5. 確認項目一覧表

次ページ以降に、次の確認項目一覧表を示す。

非木造 建築工事編

非木造 電気設備工事編

非木造 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事編

非木造 昇降機等工事編

戸建木造住宅編(軸組工法/枠組壁工法)

4. 工事監理確認事項（国交省）

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表 (非木造 建築工事編)			1/12
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
1. 一般共通事項	1.1 材料	・規格 (認定を受けた材料を含む)、品質、性能、ホルムアルデヒド等の発散	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・規格証明書) による確認
	1.2 施工	・認定を受けた工法	① 相格品であることを確認 ② 品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③ 材料の各報告書を受理し、内容を確認
2. 仮設工事	2.1 施工	・敷地の状況、境界石の位置、隣地との高低差 ・建築物等位置	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・計測記録) による確認
		2) ベンチマーク	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・設計GLとの関係 (高さ) を品質管理記録 (自主検査記録・測定記録・工事写真) により確認
3. 土工事	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	・目視による確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・材料搬入報告書) による確認
	3.2 施工	1) 根切り 2) 埋戻し及び盛土	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真) による確認
4. 地業工事	4.1 材料	1) 既製コンクリート杭及び鋼杭 2) 場所打ちコンクリート杭 3) 砂利、砂及び捨てコンクリート	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真) による確認
	4.2 施工	1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業	・目視による確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真) による確認
		打込工法 ・プレローリング併用の場合 (掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への挿入深さ) ・建入れ (垂直度)、落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真) による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)			2/12	
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】				
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
4.地業工事 の続き	4.2 施工 の続き	1) 既製コンクリート 杭地業及び鋼杭地 業 の続き	セメントミルグ工法 ・オーガー、杭本体の垂直度 ・支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ ・安定液、根固め液、杭周固定液(濃度・水セメント比・浸透・注入量・管理試験) 特定埋込杭工法 ・建築基準法に基づき埋込み工法として認定を受けた条件	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
		2) 場所打ちコンクリ ート杭地業	・鉄筋かこの組立(径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スパーサー・補強リン グ・溶接) ・資格(施工管理技術者) ・位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ ・鉄筋継手の重ね長さ主筋の結束 ・スライム処理 ・コンクリート打設(トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置) ・杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量) ・アースドリル工法(安定液の品質管理・掘削孔の垂直度) ・ベント工法(上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かこの共上がり) ・リバーササーキュレーション工法(泥水管理・掘削機の水平と垂直度)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
		3) 砂利、砂及び捨コ ンクリート地業	砂利及び砂地業 ・敷均し及び締固め(使用機器1層毎の転圧厚さ・転圧回数・ゆるみ・ひび割れ) ・仕上げ(天端高さ・厚さ・平坦さ) 捨コンクリート地業 ・仕上げ(天端高さ・厚さ・平坦さ)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
	4.3 試験	1) 試験杭 2) 杭の載荷試験 3) 地盤の載荷試験 4) コンクリートの試 験	・杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ ・杭の施工状況 ・載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力 ・6.3 試験による	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験杭報告書・工事写真)による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(載荷試験報告書・工事写真)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表 (非木造 建築工事編)			3/12
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
5.鉄筋工事	5.1 材料	・鉄筋 (規格・種類・径・品質証明) ・スベーク (材質・形状・寸法) ・溶接金網 (規格・径・網目の形状・寸法)	・目視による確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真) による確認
	5.2 施工	1) 圧接継手 ・資格 (圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技術資格者) ・溶接作業条件 (降雨・強風) ・圧接端面 (平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用) ・径の異なる鉄筋の圧接 ・圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔 機械式継手、溶接継手 (工法・外観)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・技量資格証明書・施工記録・工事写真) による確認
		2) 特殊な継手	・目視による確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真) による確認
		3) 配筋	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真) による確認
6.コンクリート工事	6.3 試験	1) ガス圧接 ・外観 (ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心率・たれ・焼き割れ) ・内部欠陥 (不溶着部) ・試験片採取後の処置 不合格となった圧接部の修正 ・外観試験の不合格部の修正 ・採取試験による不合格部の修正	・試験 (外観試験・引張試験・超音波探傷試験) 立会いによる確認 ・品質管理記録 (試験成績書・工事写真) による確認
	6.1 材料	・セメント (規格・種類) ・骨材 (規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法) ・水 (規格) ・混和材料 (規格・種類) ・型枠 (種類・形状)	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録 (試験成績書・施工記録・修正記録・工事写真) による確認
	6.2 施工	1) 型枠の加工及び組立 ・主要部、部材断面、建入れ ・目地、構造スリット (位置・形状) ・埋め込み金物 (建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ) ・セパレータ (種類・間隔)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真) による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)			4/12
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
6.コンクリート工事の施工	6.2 施工の施工	コンクリートの受入れ ・指定コンクリートであることの確認	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・レディーミクストコンクリート納入書)による確認
		打込み ・打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の間隔 ・締固め ・打継ぎ面の処理(仕切り型枠・止水処理・清掃・レイタンスの除去)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
		養生 ・養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ・コンクリート打設中の鉄筋保護の養生	
		打込み後 コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ・部材断面の寸法、立たんさ ・部材位置、開口部位置、目地位置 ・欠陥(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
7.鉄骨工事	6.3 試験	1) フレッシュコンクリート 2) 構造体コンクリート強度試験	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書・工事写真)による確認
	7.1 材料	1) 鉄骨等 ・鋼材(規格・材質・種類・断面寸法・品質証明) ・高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト、張付スタッド(規格・種類・寸法・ねじ形状) ・溶接材料(鋼材の組合せ適否・保管) ・テッキアプレート ・錆止め塗料 2) 耐火被覆 ・吹付工法 ・耐火板張り ・耐火材巻付け	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真)による確認
	7.2 施工	1) 質格 ・溶接施工管理技術者、溶接技術者 ・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・資格証明書)による確認
		2) 製作 ・形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強 ・溶接状態 ・摩擦面(まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態) ・スタッドボルト(径・本数・配置) ・錆止め塗料範囲	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・製品確認記録・工事写真)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)			5/12	
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて使用する。】				
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
7.鉄骨工事 の続き	7.2 施工 の続き	3) 溶接接合	- 溶接作業条件(作業場所の気温・降雨・降雪・風) - 溶接手前(隙間・食塩・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角・組立・エンドタブ) - 溶接作業中(予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・バズ間温度・スラグの清掃・腐はつり)	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 品質管理記録(自主検査記録・測定記録・施工記録・工事写真)による確認
		4) ボルト接合	- 高力ボルト - 摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 - 普通ボルト - ボルト余長、度金有無、戻り止め方法	- 目視による確認 - 品質管理記録(自主検査記録・施工記録・締付け確認の記録・工事写真)の確認
		5) 鉄骨建方	- アンカーボルトの設置(位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ) - 廻り精度(柱の傾れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度)	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 品質管理記録(自主検査記録・建方測定記録・施工記録・工事写真)による確認
		6) 耐火保護	- 下地(浮き錆・付着油の除去) - 被覆厚さ - 耐火表示	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
		7) 錆止め塗装	- 未塗装範囲 - 塗装損傷部分の補修状態	- 目視による確認 - 品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
		8) 溶融亜鉛めっき工 法	- 溶融亜鉛めっき - めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 - 溶融亜鉛めっき高力ボルト - 摩擦面の処理 - 締付け(マーキングのずれ、ナット回転量、ボルト余長)	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 超音波探傷試験立会いによる確認 - 品質管理記録(試験報告書・超音波探傷試験報告書・工事写真)による確認
	7.3 試験	1) 溶接接合	- 外観(アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クレター・溶接ビード面形状・スラグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足) - 突合せ溶接部食塩、ダイヤフラムとフランジのずれ - 内部欠陥(ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み)	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 超音波探傷試験立会いによる確認 - 品質管理記録(再試験成績書・超音波探傷試験報告書・施工記録・工事写真)による確認
			- 不合格溶接の補修 - 外観(欠陥の補修状態) - 内部欠陥(欠陥の補修状態)	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 超音波探傷試験立会いによる確認 - 品質管理記録(再試験成績書・超音波探傷試験報告書・施工記録・工事写真)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)			6/12	
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」を併せて適用する。】				
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
7. 鉄骨工事 の続き	7.3 試験 の続き	2) スタッド溶接接合	・外観(アンダーカット・仕上り高さ・傾き) ・打撃曲げ試験(曲げ角度・割れ)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書・工事写真)による確認
			不合格スタッド溶接の補修 ・補修状態	・目視による確認 ・品質管理記録(再試験成績書・工事写真)による確認
8. コンクリートプロ ック・ALCパネ ル・押出成形セメ ント板工事	8.1 材料	1) コンクリートプロ ック 2) ALCパネル 押出成形セメント 板	・コンクリートブロック(規格・種類・寸法) ・モルタル(調合) ・ALCパネル、押出成形セメント板(規格・種類・寸法) ・取付け金物(規格)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
	8.2 施工	1) コンクリートプロ ック 2) ALCパネル・押出 成形セメント板	・鉄筋(径・間隔)、まぐさ受け補強 ・建込(取付け金物・耐火材料の充填・開口補強材・錆止め・溶接部の処理・自重受 け・埋込みアンカー・取付け金物の耐火処理)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
9. 防水工事	9.1 材料	1) アスファルト防水 2) 改質アスファルト シート防水 3) 合成高分子系ルー フィングシート防 水 4) 塗膜防水 5) シーリング	・規格、種類、厚さ	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
	9.2 施工	1) アスファルト防水 2) 改質アスファルト シート防水 3) 合成高分子系ルー フィングシート防 水 4) 塗膜防水 5) シーリング	・下地(乾燥状態) ・ルーフィング張り(端部・立上り・ドレン回り) ・下地(乾燥状態) ・張付け、押え金物の取付け ・下地 ・ルーフィングシート張付け、固定金具の取付け ・下地(乾燥状態)、防水材の使用量又は膜厚	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
			・目地寸法(幅・深さ)、施工時の気象 ・接着力(引張接着性試験・簡易接着性試験) ・施工後確認(充填・硬化・接着)	・目視、指触による確認 ・切取り試験による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)			7/12
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項 目	確認項目	具体的な確認方法
10.石工事	10.1 材料	・石材(規格・種類・形状・色調・仕上げ) ・モルタル(調合) ・取付け金物(規格・種類・形状)	・見本との照合 ・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
	10.2 施工	・下地(鉄筋・アンカー・取付け金物・錆止め) ・裏面処理 ・取付け(取付け金物・裏ごめモルタル・だぼの固定)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)にて確認
	11.1 材料	・タイル製品(規格・種類・形状・色調・裏足の形状及び寸法) ・モルタル(調合)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
	11.2 施工	1) 陶磁器質タイル張り ・下地(コンクリート素地面の状態・下地モルタル厚さ・伸縮調整目地) ・タイルの厚さ ・外観(割れ・欠け・目地の通り・平たんさ) 2) 陶磁器質タイル型 ・取付け状態 ・タイルの厚さ ・外観(割れ・欠け・目地の通り・平たんさ) ・接着力(引張接着強度)	・目視による確認 ・打診ハンマーによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
12.木工事	11.3 試験		・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書・工事写真)による確認
	12.1 材料	・木材(規格・樹種・形状・寸法・含水率) ・金物(形状・寸法・防錆処理)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
13.屋根及びとい工事	12.2 施工	・表面仕上げ ・防塵、防錆、防虫、防蟻処理(塗布量)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
	13.1 材料	1) 長尺金属板葺・折板 葺・粘土瓦葺 2) とい	・規格、材質、寸法、厚さ ・留付け金物(材質・形状・防錆処理) ・下葺材料(規格・種類) ・規格、材質、材種、寸法、径、厚さ
	13.2 施工	1) 長尺金属板葺・折板 葺・粘土瓦葺 2) とい	・下葺き(重ね合わせ) ・各部の納まり(留付け間隔・桟木の取付け) ・防火区画貫通部の処理 ・防露さき処理 ・ルーフトレン、掃除口
	13.3 試験	1) とい	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書・工事写真)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)			8/12
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
14.金属工事	14.1 材料	1) 軽鋼鉄骨天井、壁 下地	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
		2) 金属成形板張り	
		3) アルミニウム製笠木	
		4) 手すり及びタラップ	
		5) アンカー	
15.左官工事	14.2 施工	1) 軽鋼鉄骨天井、壁 下地	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真)による確認
		2) 金属成形板張り	
		3) アルミニウム製笠木	
		4) 手すり及びタラップ	
		5) アンカー	
16.建具工事	15.1 材料	・あと施工アンカー(剥孔深さ・溝幅・埋め込み深さ・グラウト充填) ・モルタル(調合)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認 ・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
	15.2 施工	1) モルタル塗り・せつこうプラスチック塗り	
		2) 床コンクリート面 均し仕上げ	
		3) 仕上塗材仕上げ	
		4) ロックウール吹付	
16.2 施工	16.1 材料	・金属(材質・形状) ・ガラス(規格・形状・厚さ) ・シーリング材、ガスケット(規格・種類・防火性能) ・ガラスブロック(規格・種類・形状) 製品	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認 ・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・製品確認報告書・工事写真)による確認
		・機能、性能、形状 ・表面処理(皮膜)、仕上げ(塗膜厚) ・組立、作動状態	

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)			9/12	
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
16. 建築工事	16.2 施工の続き	施工	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認	
17. カーテンウォール工事	17.1 材料	1) メタルカーテンウォール	・金属(規格・材質・形状・寸法・板厚・色) ・シーリング・ガラス・断熱材・取付け金物(規格・種類・寸法)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
		2) PCカーテンウォール	・コンクリート(品質・種類・強度・スランプ・単位水量・調合) ・鉄筋(規格・種類・径) ・補強鉄線・シーリング・耐火目地材、取付け金物(規格・種類・寸法)	
	17.2 施工	1) メタルカーテンウォール	- 製品 ・形状、寸法、仕上げ ・取付け金物(表面処理)、取付けの固定度	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真)による確認
		2) PCカーテンウォール	- 製品 ・形状、寸法、仕上げ ・取付け金物(表面処理)、取付けの固定度 ・鉄筋の組立(配筋状態・継手・定着・かぶり厚さ)	
18. 塗装工事	18.1 材料	取付け(躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理)	・規格、種類、色、防火材料の指定又は認定	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
	18.2 施工	・下地(乾燥・汚れ・平滑さ) ・塗料種類、塗り回数 ・外観(色調・塗りむら)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
19. 内装工事	19.1 材料	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り	・規格、種類、厚さ、色、模様	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
		2) カーベット敷き	・規格、種類、厚さ、色、模様、防火性能	
		3) 合成樹脂塗床	・規格、種類、色	
		4) フローリング張り	・規格、種類、寸法	
		5) 畳敷き	・種類、防虫処理	
		6) せっこうボードその他のボード及び合板張り	・規格、種類、厚さ	

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)				10/12
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】				
工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
19.内装工事 の続き	19.1 材料 の続き	7) 壁紙張り	・規格、種類、色、模様、防火性能 ・接着剤(規格・種類)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
		8) 断熱 防露	・規格、種類、厚さ	
	19.2 施工	1) ビニル床シート・ ビニル床タイル・ ゴム床タイル張り	・下地(乾燥・平滑さ) ・仕上り状態(ふくれ・はがれ)	
		2) カーペット敷き	・下地面の清掃、接着性	
		3) 合成樹脂塗床	・塗付け、仕上りの種類	
		4) フローリング張り	・仕上げ、養生	
		5) 畳敷き	・畳ごしらえ、敷きこみ	
		6) せっこうボードそ の他のボード及び 合板張り	・仕上り状態(目地通り・不陸・目違い)	
		7) 壁紙張り	・不燃表示マーク ・仕上り状態(しわ・ふくれ・はがれ)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
20.ユニット及びそ の他の工事	20.1 材料	8) 断熱 防露	・厚さ	
		1) フリーアークセスフ ロア可動間仕切、 移動間仕切、トイ レブス、階段滑 り止め、床目地棒、 黒板及びホワイト ボード、鏡、表示、 煙突ライニング、 ブラインド、ロー ルスクリーン、カ ーテン及びカーテ ンレール	・規格、材質、種類	
		2) プレキャストコン クリート	・鉄筋(種類・径) ・コンクリート(17.1 2) PCカーテンウォールによる)	
20.2 施工	プレキャストコン クリート	製品 ・形状及び仕上げ、寸法 ・取付け金物(表面処理)、取付けの固定度 施工 ・取付け(躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め)		・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)			11/12
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
21.排水工事	21.1 材料	・排水管、側溝、排水溝及びふた、グレーチング、鉄筋(規格・種類・寸法)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認
	21.2 施工	・根切り(深さ・勾配) ・地業(締固め・厚さ) ・排水管の敷設(管底高さ・勾配)、排水溝(深さ・水平度) ・マンホールふた、グレーチング(高さ・防錆処理)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・工事写真)による確認
	21.3 試験	・透水	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(透水試験結果記録・工事写真)による確認
	22.1 材料	1) 路床 2) 路盤 3) アスファルト舗装 4) コンクリート舗装 5) 透水性アスファルト舗装、排水性アスファルト舗装 6) ブロック系舗装 7) 街きよ、縁石及び側溝 8) 砂利敷き 1) 路床 2) 路盤 3) アスファルト舗装 4) コンクリート舗装 5) 透水性アスファルト舗装、排水性アスファルト舗装 6) ブロック系舗装 7) 街きよ、縁石及び側溝 8) 砂利敷き	・盛土、路床安定処理用材料(規格・種類) ・砕石、再生材、スラグ、砂利(規格・種類) ・規格、種類、粒度 ・コンクリート(6.1材料、6.2コンクリート打設 2)コンクリート受入れによる) ・規格、種類 ・規格、種類、形状、寸法、表面加工 ・規格、種類、形状、寸法 ・規格、種類 ・締固め後の高さ ・締固め後の高さ、路盤厚 ・平たんさ、舗装厚さ、締固め後の高さ ・コンクリート版(厚さ・高さ・目地・平たんさ) ・混合温度 ・打設時の気温、打込み状態、打込み後の高さ、目地 ・平たんさ、路盤密度、舗装厚さ ・クッション材の施工、厚さ、敷き込み状態、転圧 ・敷き込み後の高さ(平たんさ) ・地業、水勾配、据付け状態 ・締固め、厚さ、締固め後の高さ ・CBR試験、締固め度試験、粒度試験 ・締固め度試験
22.舗装工事	22.2 施工	1) 路床 2) 路盤 3) アスファルト舗装 4) コンクリート舗装 5) 透水性アスファルト舗装、排水性アスファルト舗装 6) ブロック系舗装 7) 街きよ、縁石及び側溝 8) 砂利敷き	・目視による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
	22.3 試験	1) 路床 2) 路盤 3) アスファルト舗装	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書・工事写真)による確認
		・アスファルト混合物の抽出試験、締固め度試験	

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 建築工事編)				12/12
工事内容				
工事の種別		項目	確認項目	具体的な確認方法
22.舗装工事 の続き	22.3 試験 の続き	4) コンクリート舗装 5) 透水性アスファルト舗装、排水性アスファルト舗装	・コンクリート(6.3 試験による) ・アスファルト混合物の抽出試験	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書・工事写真)による確認
	23.植栽及び屋上緑 化工事	1) 植栽基盤、植栽芝 張り吹付けは種及び 地盤類 2) 屋上緑化 23.1 材料 23.2 施工	・樹木(樹種・樹高・葉張り・幹周・根巻き状態・発育状態) ・植栽基盤、植込み用土、土壌改良材 ・芝張り、吹付けは種 ・屋上緑化システム、屋上緑化経路システム(防水層保護層・耐根層・保水材・排水 層・透水路・土壌層) ・樹木(樹高・葉張り・幹周・樹種) ・芝張り、吹付けは種、地盤類 ・樹種、配置 ・地盤類、吹付けは種の種類、密度 ・樹種、植栽基盤、固定、水抜き管及びびろードレン、耐根層の水抜き管回り、支柱、 かん水装置	・現場に出向き 目視による確認 計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認 ・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表 (非木造 電気設備工事編)			1/6
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
1. 一般共通事項	1.1 機材	・規格 (認定を受けた材料を含む)、仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示、ホルムアルデヒド等の発散、防火区画貫通部に用いる材料 (認定を受けた材料)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書) による確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認
	1.2 施工	1) 施工時 ・認定を受けた工法 ・隠ぺい部、埋設部 (位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態) ・資格 (電気保安技術者)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工試験・工事写真・試験成績書) による確認 ①配管が隠ぺいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取り付け前に設備状態を確認 ②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認 ③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	2) 完成時	・完成状態 (据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理) ・機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整 (遠方発停・インターロック・故障表示を含む)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で以下の個別確認・試験 ①外観 ②性能、機能 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書) による確認 ・建築工事に準ずる
	3) 関連工事	・土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨 (鋼材) 工事は建築工事に準ずる	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録 (試験成績書) による確認
	1.3 試験	1) 性能試験 2) 総合性能機能試験 ・停電総合 (荷用電源から全停電状態に移行し復電後に正常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能) ・防災総合 (模擬火災状態で防災設備の個別連携機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰) ・自動制御設備総合 (関連工事間の運動制御) ・中央監視設備総合 (機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字) ・セキュリティ設備 (センサー・ゲート・電気錠) ・水槽関連設備総合 (関連工事間の運動制御) ・計量・課金	

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表 (非木造 電気設備工事編)			2/6
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
2 電力設備工事	2.1 機材	1) 電線類	・電線類(規格・種類・太さ) ・バスダクト(規格・種類・容量・プラグイン) ・ライティングダクト(規格・種類・容量)
		2) 電線保護物類	・金属管類(規格・種類・太さ) ・プルボックス(材質・形式・構造・寸法) ・金属ダクト、トラフ(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・材質・エキスパンションジョイント・耐震支持)
		3) 配線器具	・配線器具類(規格・種類・容量)
		4) 照明器具	・規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色
		5) 分電盤他	・規格、材質、寸法
		6) 制御盤他	・規格、材質、寸法、換気装置
		7) 電線装置	・温度検出部、降雪検出部、水分検出部
		8) 電線保護設備	・突針支持管(規格・材質・形状・寸法) ・引下げ導線(材質・種類・寸法)
		9) 接地	・接地端子箱(材質・種類・形状・寸法) ・埋設機(材質・文字)
		10) 外線材料	・電柱(規格・種類・寸法・積載荷重) ・装柱材料(規格・材質・種類・寸法) ・がいし(規格・種類・寸法) ・地中ケーブル(種類・太さ) ・マンホール、ハンドホール(形状・寸法・配筋・埋設機・ケーブル支持材・耐荷重)
	2.2 施工	1) 共通事項	・電線の接続(端処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線)
		2) 金属管配線他	・電線(種類・太さ) ・暗べい配管、露出配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)
		3) ケーブル配線	・ケーブルラック配線(荷重・離隔) ・二重天井内配線(ケーブル束台時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止)
		4) 架空配線	・建柱(位置・埋入れ深さ・根かせ位置) ・架線(太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)
		5) 地中配線	・掘削、埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・マンホール、ハンドホール(短切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示)、管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート)

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表 (非木造 電気設備工事編)			3/6	
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」を併せて適用する。】				
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
2.電力設備工事 の続き	2.2 施工 の続き	6) 接地 ・接地極(接続・離隔・埋設深さ)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認	
		7) 電灯・コンセント 設備 ・照明器具(防落防止措置) ・コンセント(接地極の位置・防水形コンセントの形状)		
		8) 動力設備 ・配線(電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態)		
		9) 電熱設備 ・機器(操作・保守スペース・相回転) ・発熱線(温度上昇・止水処理)		
		10) 雷保護設備 ・接地極(接続・離隔・埋設深さ) ・受電部(取付け・接続) ・引下げ導線、避雷導線(接続)		
		11) 据付け ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置		
3.変電設備工事	2.3 試験	・照明器具(点灯・照度測定・照度制御装置の動作) ・コンセント(極性・回路) ・分電盤、制御盤(動作・シーケンス) ・動力設備(相回転・相回転・発停・運動・インターロック・警報) ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認	
	3.1 機材		・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認	
	3.2 施工	1) 据付け ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認	
		2) 配線 ・機器への接続	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認	
	3.3 試験	・配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器(動作・温度)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認	
	4.1 機材	・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認	
4.静止型電源設備工事	4.2 施工	1) 据付け ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認	
		2) 配線 ・機器への接続	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認	
	4.3 試験	・直流電源装置(動作) ・交流無停電電源装置(並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間)	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認	

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表 (非木造 電気設備工事編)				4/6	
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて適用する。】					
工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法		
5.発電設備工事	5.1 機材	1) 発電装置	共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離 ・配管材料(規格・材質・太さ) 発電機 ・規格、形式 原動機 ・規格、形式、構造 配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置 ・規格、材質、寸法	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認	
		2) 補機附属装置	・規格、材質、寸法		
		5.2 施工	1) 据付け 2) 配管・配線		・アンカーボルト、防振措置、支柱、煙道と煙突の接続 ・配管(接続・支持・防振継手) ・電線類(規格・種類・太さ) ・機器への接続
	5.3 試験		・始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認	
	6.通信・情報設備工事	6.1 機材	1) 電線類	・規格、種類、太さ	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認 ・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料)による確認
			2) 電線保護物類	・金属管類(規格・種類・太さ) ・プルボックス(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・寸法)	
			3) 配線器具	・通信用プラグユニット、コネクタ(規格・形式)	
			4) 端子盤・機器収納ラック他	・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類(規格・種類)	
			5) 自動火災報知装置他	・受信機、自動閉鎖装置、感知器、非常ベル(構成)	
			6) ガス漏れ火災警報装置	・受信機、検知器(構成)	
7) その他の装置			・構内情報通信網装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置(構成)		
6.2 施工	1) 共通事項	・電線の接続(端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認		
	2) 金属管配線他	・隠ぺい配管、露出配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・管の接続(管相互・異種管) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)			

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 電気設備工事編)				6/6
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】				
工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
8 医療関係設備	8.1 機材	1) 非接地電源用分電盤	・規格、材質、構造、寸法	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認
		2) 呼出装置	・ナースコール装置、情報通信網対応形ナースコール装置、携帯ナースコール装置、病床ユニット(規格・構成)	
	8.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認
		2) 配線	・機器への接続	
	8.3 試験		・分電盤、各種ナースコール装置類(動作)	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事編)			1/5
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 機材	規格(認定を受けた材料を含む)、仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示、ホルムアルデヒド等の発散、防火区画貫通部に用いる材料(認定を受けた材料)	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 品質管理記録(自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書)による確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認
	1.2 施工	1) 施工時 - 認定を受けた工法 - 隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書)による確認 ①配管が隠ぺいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上り材取り付け前に隠蔽状態を確認 ②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認 ③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	2) 完成時	- 完成状態(据付け・取付け・前震固定・防火区画貫通部の処理) - 機器の個別運転と調整、動力系統のシケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整(遠方発停・インターロック・故障表示を含む)	- 目視による確認 - 計測立会いによる確認 - 全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の個別確認・試験 ①外觀 ②性能、機能 - 品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書)による確認
	1.3 試験	1) 総合調整 - 風量調整(風量の測定・異音の有無・VD開度のマーキング) - 水量調整(水量の測定・弁開度のマーキング) - 室内外空気の温度測定 - 室内気流及びじんあい測定 - 騒音測定 - 飲料水の水质測定	- 計測立会いによる確認 - 品質管理記録(試験成績書)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事編)			3/5	
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
2. 共通工事 の続き	2.1 配管工事の続き	8) 貫通部の処理	・モルタル又はロックワールによる開口部埋戻し ・不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料)による確認
		9) 試験	・漏れ、強度、詰り、圧力差、試験時期 ・冷温水、冷却水、蒸気、油、高温水、冷媒配管(耐圧・試験圧力値・保持時間) ・給水、給湯配管(水圧・試験圧力値・保持時間) ・排水、通気配管(満水・通水) ・消火配管(水圧・気密・試験圧力値・保持時間)	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験写真・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料)による確認
	2.2 保温、塗装及び防錆工事	1) 保温工事	・種類、規格、材質、保温材厚さ、耐水性 ・テープの巻き回数、結露処理、見切り部の保護、機器の扉・点検口の保温状態 ・屋外及び多湿箇所のラッキンクの継目シールの状態	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・機材搬入報告書・見本)による確認
		2) 塗装工事	・規格、種類、塗装箇所、塗り回数	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・機材搬入報告書・見本)による確認
		3) 防錆工事	・規格、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・工事写真・機材搬入報告書)による確認
	2.3 関連工事	・土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨(鋼材)工事は建築工事に準ずる。	・建築工事に準ずる	
3. 空気調和設備工事	3.1 機材	1) 機器類	・規格、仕様、性能、材質、板厚	・目視による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料)による確認
		2) ダクト及びダクト付属品	・規格、材質、形状、厚さ ・可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性	・目視による確認
		3) 制気口及びダンパ	・材質、構造、寸法、板厚、色、開口率 ・整流器の有無、作動温度、緩衝材の有無	・目視による確認 ・試験立会いによる確認
	3.2 施工	1) 機器の取付け及び取付け	・据付け位置、アンカーボルト取付け ・支持間隔、支持、振れ止め、固定支持金物 ・離隔(機器間・窓・ガラリ)	・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書)による確認
		2) ダクトの製作及び取付け	・湾曲部の内側半径、傾斜角度、整流板の位置、はぜ部及び接続部のシール ・ボルト・ナットの締付け状態、補強材の取付け ・支持間隔、支持、振れ止め、固定 ・風量測定口(取付け回数・取付け位置・点検口の位置)	・目視による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認 ①防火処理の作業過程を目標による確認
		3) 制気口及びダンパ	・吹出口、吸込口、排煙口(取付け状態・操作スペース) ・ダンパー(操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け) ・ガラリ(止水処理)	

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事編)			4/5
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項 目	確認項目	具体的な確認方法
4.自動制御設備工事	4.1 機材	1) 自動制御機器 2) 自動制御盤 3) 中央監視制御装置 4) 計装用機材	・形式、弁(種類・材質) ・規格、材質、構成、寸法、単位装置 ・規格、形式、構造、容量 ・規格、種類、寸法、外觀
	4.2 施工	1) 機器類及び盤類の取付け 2) 配管・配線	・取付け位置、点検スペース ・支持、固定、防震措置 ・支持、固定 ・エキスパンション部の処理、防震措置
	4.3 試験	・自動制御装置、端末装置、自動制御盤、中央監視盤(動作・絶縁抵抗・耐電圧)	・目視による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認
	5.1 機材	1) 衛生器具 2) ポンプ 3) 温水発生機等 4) タンク 5) 消火機器 6) 厨房機器 7) 排水金具 8) 桟及びふた	・規格、仕様、種類、仕上げ ・仕様、性能 ・規格、仕様、性能 ・仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保 ・規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げ ・規格、材質、寸法、板厚、仕上げ ・安全装置の有無、転倒防止措置への対応 ・規格、材質、構造、仕上げ、トラップの封水深さ及び有効面積 ・規格、材質、形状、寸法
5.給排水衛生設備工事	5.2 施工	1) 衛生器具 2) 給排水衛生機器	・取付け状態、管との接続状態、水洗・洗浄弁の水量の調整 ・アンカーボルト取付け ・据付け状態、防震措置、保角距離
	6.1 機材	1) 都市ガス設備 2) 液化石油ガス設備	・規格、仕様、材質、種類、構造 ・規格、材質、種類、仕上げ
	6.2 施工	1) 都市ガス設備 2) 液化石油ガス設備	・取付け状態、電気工作物との距離距離、防蟻の塗布状態 ・非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理 ・取付け状態、電気工作物との距離距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置 ・防蟻の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理
	6.3 試験	・配管(気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火)	・品質管理記録(試験成績書)による確認 ・試験立会いによる確認
6.ガス設備工事	6.1 機材	1) 都市ガス設備 2) 液化石油ガス設備	・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認
	6.2 施工	1) 都市ガス設備 2) 液化石油ガス設備	・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認
	6.3 試験	・配管(気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火)	・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認 ・試験立会いによる確認
	6.4 試験	・配管(気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火)	・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認 ・試験立会いによる確認

工事監理ガイドライン (案) 確認項目一覧表 (非木造 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事編)			5/5
【本表は、「3. 用品の定規」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項 目	確認項目	具体的な確認方法
7. さく井設備工事	7.1 機材及び施工	・材質、構成、寸法 ・掘削位置、井内壁とケーシングパイプ周囲との隙間、深さ、孔径 ・電気配管図、ケーシングとスクリーンの種類及び掘付け、砂利充てん、漏水状態、泥水濃度	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・機材搬入報告書・工事写真) による確認
	7.2 試験	・漏水 (予備漏水・設備漏水・連続漏水・水位回復) ・水質	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録 (試験成績書) による確認
8. 浄化槽設備工事	8.1 機材	1) 現場施工型浄化槽 2) ユニット型浄化槽	・目視による確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書) による確認
	8.2 施工	・配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接合部の接合状態	・目視による確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真) による確認
9. 医療ガス設備工事	8.3 試験	・水張り、漏水、動作、通水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、流入水及び処理水の水質、騒音測定、総合運転	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録 (試験成績書) による確認
	9.1 機材	・規格、仕様、性能、材質、種類、形式、用途、最高使用圧力値、標示及び識別色による区分	・目視による確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料) による確認
	9.2 施工	・据付け、取付け状態、他の設備配管類及び機器との離隔、支持、固定、色別表示	・目視による確認 ・品質管理記録 (自主検査記録・施工記録・工事写真) による確認
	9.3 試験	・系統、調整圧力、流量、水圧、気密、作動、管内洗浄度、誤接続、漏えい、総合気密、区域別遮断弁作動、遠隔警報器 (耐電圧及び作動)	・試験立会いによる確認 ・完工確認完了後に「確認済」の表示があることを確認 ・品質管理記録 (試験成績書・使用開始前に完工確認報告書) による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 昇降機等工事編)				1/2
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】				
工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
1. 一般共通事項	1.1 機材	・規格(認定を受けた材料を含む)、仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示、ホ ルムアルデヒド等の発散、防火区画貫通部に用いる材料(認定を受けた材料)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績 書・規格証明書)による確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認。 ③機材の合格報告書を受け、内容を確認。	
	1.2 施工	1) 施工時 ・認定を受けた工法 ・隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真・試験 成績書)による確認	
	2) 完成時 ・完成状態(据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理) ・機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、 関連機器間の調整(遠方発序、インターロック、故障表示)		・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の確 認・試験 ①外觀の確認 ②個別性能機能確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真・試験 成績書・指図是正記録・是正記録写真)による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質確認記録(試験成績書・各種測定記録)による確認	
2. 昇降機設備工事	1.3 試験	・停電電機合(商用電源から全停電状態に移行し復電後に正常に戻る一連の動作・機 能・運転操作機能) ・防災総合(機械火災状態での防災設備の個別連系機能・停電時自家発供給・復電時正 常復帰)		
	2.1 機材	1) エレベーター ・仕様、構造、形状、寸法 ・性能、出入口(形状・位置)	・目視・試験による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・ 機材搬入報告書)による確認	
	2) エスカレーター	・材質、形状、寸法、板厚		
	2.2 施工	1) エレベーター ・固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備 ・身体障害者付加仕様 ・機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式 ・短気障害者用装置、点字銘板 ・非常用エレベーター付加仕様 ・標識及び表示灯、非常スイッチ(位置・形状) ・管制運転フロア、呼び出し装置、乗降ロビーの排煙設備の位置 ・材質、構造、固定、仕上げ、耐震措置 ・配線状態、端子ピンの接続、アース線接続 ・着床精度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管 理機能、かご内照度、安全装置作動状態、警報装置作動状態、自動放送装置 ・規格、作動調整、管制運転、運転操作スイッチ、安全装置	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真・規格 証明書・試験成績書)による確認	
	2) エスカレーター	・材質、構造、固定、仕上げ、耐震措置 ・配線状態、端子ピンの接続、アース線接続		
	2.3 試験	1) エレベーター ・着床精度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管 理機能、かご内照度、安全装置作動状態、警報装置作動状態、自動放送装置 ・規格、作動調整、管制運転、運転操作スイッチ、安全装置	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認	
	2) エスカレーター			

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(非木造 昇降機等工事編)				2/2
【本表は、「3. 用語の定義」及び「4. 基本共通事項」と併せて適用する。】				
工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
3.機械式駐車設備工事	3.1 機材	・規格、機能、性能、材質、形状、寸法	・目視による確認 ・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書)による確認	
	3.2 施工	・据付け状態、固定(出入口の最小有効寸法)、勾配、隣間距離、設置位置、耐震措置 ・運転操作盤、安全装置、配線状態、端子ピスの増締め ・負荷試験、安全装置の作動、絶縁抵抗、管制運転	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)による確認	
	3.3 試験		・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認	

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(戸建木造住宅編:軸組工法/枠組壁工法)			1/7
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて適用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 材料	・規格(認定を受けた材料を含む)、品質、性能、関係法令適合品表示、ホルムアルデヒド等の発散	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・試験立会いによる確認
	1.2 施工	・認定を受けた工法	・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書等)による確認 ①規格品であることを確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認
2.仮設工事	2.1 施工	1)敷地の状況及び縄張り 2)ベンチマーク 3)建り方	・敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差 ・敷地内既存物と建物の位置 ・設定状態、位置、高さ(設計GLとの関係) ・建物と敷地、道路境界線のばなれ ・建物の境界からの距離、柱心、壁心、外壁心からの距離 ・種類、土質
	3.1 材料	1)埋戻し土及び盛土	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認 ・品質管理記録(自主検査記録、地盤調査報告書)による確認
3.土工事・地業工事	3.2 施工	1)地盤 杭、地盤補強 ・径、長さ、深さ、位置 ・継手処理、杭頭処理、補強 2)根切り ・根切り底(直接基礎)、支持力(杭基礎) ・根切り底の転圧、碎石(割栗)地業 ・盛土の高さ、転圧 3)埋戻し及び盛土	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認 ・品質管理記録(自主検査記録、地盤調査報告書)による確認 ・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・施工記録)による確認
4.基礎工事(直接基礎・杭基礎)	4.1 材料	1)鉄筋、金物 ・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・アンカーボルト(品質・材質・寸法・径・長さ・認定マーク) ・スベーサー(材質・形状・寸法) ・溶接金網(規格・細目の形状・寸法・径) 2)コンクリート ・セメント(規格・種類) ・骨材(規格・種類・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法) ・水(規格) ・混和材料(規格・種類) 配筋 ・形状、寸法、配置、レベル ・継手、定着、長さ、ピッチ、補強筋 ・かぶり厚 ・スリーブ、逃げ配筋の状態 アンカーボルト ・埋め込み状態、通心、首出寸法 ・位置、本数、型枠への固定	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真)による確認 ・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
	4.2 施工	1)鉄筋、金物	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(戸建木造住宅編:軸組工法/枠組壁工法)			2/7	
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて適用する。】				
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
4.基礎工事 の 崎	4.2 施工 の 崎	1) 鉄筋、金物の 崎	床下換気孔又はこれに代わるもの ・位置、大きさ、数量 ・防火設備	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		2) コンクリート工事	型枠組立 ・レベル ・配置寸法、基礎形状寸法 ・先行配管、スリーブ状態 打込み ・コンクリートの受入れ(指定コンクリートであること) ・打込み箇所の清掃、散水 ・締固め、打継ぎ面の処理 養生 ・初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ・型枠存置期間 仕上がり ・ひび割れ、じゃんか、空洞、コールドジョイント ・防湿層の敷き方 ・防湿措置 ・防蟻措置	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		3) 床下防湿・防蟻措置		・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
5.木工事一般事項 及び木造躯体工 事	5.1 材料	軸組工法	1) 主要構造部材 (土台・柱・梁・筋かい) 2) 造作部材 3) 防湿、防蟻	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		枠組壁工法	1) 主要構造部材 (土台・柱・梁・上枠・下枠・たて枠・等) 2) 造作部材 3) 防湿、防蟻	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
			・木材(規格・品質・材種・材種・形状・断面寸法) ・各種ボード類(規格・品質・寸法) ・釘、金物(規格・品質・寸法、形状) ・木材(規格・品質・材種・材種・形状・断面寸法) ・各種ボード類(規格・品質・寸法) ・釘、金物(規格・品質・寸法) ・薬剤(規格・品質) ・木材(規格・品質・材種・材種・形状・断面寸法) ・各種ボード類(規格・品質・寸法) ・釘、金物(規格・品質・寸法、形状) ・木材(規格・品質・材種・材種・形状・断面寸法) ・各種ボード類(規格・品質・寸法) ・釘、金物(規格・品質・寸法) ・薬剤(規格・品質)	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(戸建木造住宅編:軸組工法/枠組壁工法)			3/7	
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて使用する。】				
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認	具体的な確認方法
5.木工事一般事項 及び木造躯体工 事の続き	5.2 施工	軸組工法	- 基礎との取合い(すれ・レベル) - 土台継手とナットのかけ方、しめつけ方 - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 金物(使用金物の状態・金物の認定マーク) - 防蟻措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)	目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		1) 土台	- 位置、高さ - 床束、束石、根がらみの取付け状態 - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 金物の状態 - 火打、構造用合板による剛な床組 - 防蟻措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)	
		2) 床組	- 通し柱、柱の位置と垂直度 - 隅柱の補強(通し柱に代わる管柱) - 土台との接合状態(割れ・すきま・ねじれ) - 横架材との接合状態(割れ・すきま・ねじれ) - 金物の状態 - 欠込み部補強状態 - 防蟻措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)	
		3) 柱	- 構造耐力上支障のある欠込みのないこと - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 金物の状態 - 端部接合方法、金物の取付け状態 - 使用箇所、本数、寸法 - 筋かいに代わる合板の設置、釘の種類、釘ピッチ - けた行筋かい、振れ止め、火打の設置状態 - 垂木の緊結方法、状態 - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 金物の状態	
		4) 横架材 (梁、桁、調芯)	- 端部接合方法、金物の取付け状態 - 使用箇所、本数、寸法 - 筋かいに代わる合板の設置、釘の種類、釘ピッチ - けた行筋かい、振れ止め、火打の設置状態 - 垂木の緊結方法、状態 - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 金物の状態	
		5) 筋かい 面材耐力壁	- 端部接合方法、金物の取付け状態 - 使用箇所、本数、寸法 - 筋かいに代わる合板の設置、釘の種類、釘ピッチ - けた行筋かい、振れ止め、火打の設置状態 - 垂木の緊結方法、状態 - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 金物の状態	
		6) 小屋組	- 端部接合方法、金物の取付け状態 - 使用箇所、本数、寸法 - 筋かいに代わる合板の設置、釘の種類、釘ピッチ - けた行筋かい、振れ止め、火打の設置状態 - 垂木の緊結方法、状態 - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 金物の状態	目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		1) 土台及び床枠組	- 基礎との取合い(すれ・レベル) - 土台継手とナットのかけ方、しめつけ方 - 位置、高さ - 床束、束石、根がらみの取付け状態 - 床梁太さ、ころび止め - 床下張りの状態 - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 接合金物(使用金物の状態・金物の認定マーク) - 防蟻措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)	
		枠組壁工法	- 基礎との取合い(すれ・レベル) - 土台継手とナットのかけ方、しめつけ方 - 位置、高さ - 床束、束石、根がらみの取付け状態 - 床梁太さ、ころび止め - 床下張りの状態 - 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 - 接合金物(使用金物の状態・金物の認定マーク) - 防蟻措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)	目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(戸建木造住宅編:軸組工法/枠組壁工法)				4/7
工事内容				
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
5.木工事一般事項及び木造躯体工事の続き	5.2 施工の続き	2) 壁枠組 枠組壁工法	耐力壁の種類別 ・耐力壁(上枠及び下枠・頭つなぎ・隅柱・枠組材の欠き込み及び穴あけ) ・耐力壁の開口部・両面開口部の補強 ・床枠組及び土台との緊結 ・外壁下張りの位置 ・筋かい、ごろび止め ・外壁内通気 ・金物の状態 ・防錆措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)	目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		3) 小屋組	構成、方式別 ・垂木相互の間隔、垂木つなぎ ・垂木又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結 ・振れ止め ・各部分の緊結 ・小屋面の開口部 ・屋根下張り ・金物の状態	
	6.1 材料	1) 屋根	・規格、材質、種類、寸法、厚さ ・留付け金物(材質、形状、防錆処理) ・下書き材料(規格、種類)	目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
6.屋根工事		2) とい	・規格、材質、種類、形状、寸法、径	
	6.2 施工	1) 屋根	・下書き材の重ね合わせ、立上げ寸法 ・板金による捨て谷、本谷、雨押さえの状態 ・様木の取付け状態 ・緊結状態	目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		2) とい	・勾配、位置、固定 ・接合剤	
7.断熱工事	7.1 材料		・規格、材質、種類、形状、寸法	目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
	7.2 施工		・固定方法、すきま ・施工部位 ・結露対策	
8.防水工事	8.1 材料		・規格、種類、厚さ	目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
	8.2 施工		・下地処理、勾配、ドレンの設置状態 ・オーバーフロー管の設置状態 ・漏水試験	

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(戸建木造住宅編:軸組工法/枠組壁工法)			5/7
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて使用する。】			
工事内容			工事監理者の確認内容
工事の種類	項 目	確認項目	具体的な確認方法
9. 造作工事	9.1 材料	・下地材(材質・形状・寸法) ・仕上げ材(材質・形状・寸法)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
	9.2 施工	・固定方法、機能 ・取付け位置、見栄え ・高さ、幅、奥行き ・外壁内通気措置、小屋裏換気の設置状態 ・規格、材質、種類、形状、寸法 ・外壁板、黒業系サイディング、金属サイディング(規格・材質・種類)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
10. 外壁、軒裏工事	10.1 材料	・固定方法、機能 ・割付け、張り分け ・取付け位置、見栄え ・透湿シート、防水シート、通気層 ・貫通部の防水処理	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
	10.2 施工		
11. 左官工事	11.1 材料	・セメント、砂、混和材料、ラス(規格)、防水紙 ・せっこうプラスター、繊維壁、しっくい、土壁(規格・材質・種類)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
	11.1 施工	・下地処理 ・仕上がり精度、見栄え	
12. 内外装工事	12.1 材料	1) タイル張り	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		2) 量数	
		3) カーペット敷き	
		4) ビニル床タイル張り ビニル床シート張り	
		5) 壁紙張り	
	12.2 施工	1) タイル張り	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・打診による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		2) 量数	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		3) カーペット敷き	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		4) ビニル床タイル張り ビニル床シート張り	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		5) 壁紙張り	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(戸建木造住宅編:軸組工法/枠組壁工法)			6/7	
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて適用する。】				
工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
13.建具まわり工事	13.1 材料	1) 外部建具及び止水	・規格、機能、性能、材質、形状 ・ガラス(規格・形状・厚さ)	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		2) 内部建具	・規格、材質、種類、形状、寸法	
		3) 建具金物	・形状、寸法、防犯性能	
	13.2 施工	1) 外部建具及び止水	・組立、取付け(水平・垂直・歪曲・ねじれ) ・作動状態 ・止水処理	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		2) 内部建具	・組立、取付け(水平・垂直・歪曲・割れ・はかれ) ・作動状態	
14.塗装工事	14.1 材料	3) 建具金物	・組立、取付け ・作動状態	
	14.2 施工		・規格、種類、色 ・種類、塗り回数 ・仕上がり	・目視による確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
15.給排水設備工事	15.1 機材	1) 給水・給湯設備	・規格、材質、種類、寸法、径、厚さ	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		2) 排水設備		
	15.2 施工	1) 給水・給湯設備	・管の接合、吊り及び支持 ・防食措置 ・設備機器取付け	
		2) 排水設備	・管の接合、吊り及び支持 ・配管勾配、ますの取付け ・設備機器取付け	
	15.3 試験		・水圧 ・通水、通湯	・試験立会いによる確認 ・品質管理記録(試験成績書)による確認
16.ガス設備工事・ ガス機器等設置 工事	16.1 機材	1) 都市ガス設備 液化石油ガス設備	・規格、仕様、材質、種類、構造	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
	16.2 施工		・管の接合、支持金物、必要な防護措置 ・防食措置	
17.電気工事	17.1 機材	1) 電力設備	・規格、仕様、性能	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認
		2) 弱電設備		
17.2 施工	1) 電力設備	・電線類に適合した接続 ・電線及びケーブルの接続 ・屋内配管と他の設備配管との隔離 ・絶縁 ・ケーブル配線、接地、照明器具、配線器具の状態		

工事監理ガイドライン(案) 確認項目一覧表(戸建木造住宅編:軸組工法/枠組壁工法)				7/7
【本表は、「3.用語の定義」及び「4.基本共通事項」と併せて適用する。】				
工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
17.電気工事 の続き	17.2 施工 の続き	・電線類に適した接続 ・電線と機器の接続 ・作動状態	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認	
18.衛生設備工事・ 雑工事	18.1 機材	・規格、仕様、性能、種類	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認	
	1) 衛生設備			
	2) 浄化槽			
	3) 便槽			
	4) 同所換気設備 居室等の換気設備			
	5) 雑工事			
	18.2 施工	・設置、取付け、作動状態	・目視による確認 ・計測立会いによる確認 ・品質管理記録(自主検査記録)による確認	
	1) 衛生設備	・設置、配管の接続、作動状態		
	2) 浄化槽	・設置、取付け、作動状態		
	3) 便槽			
	4) 同所換気設備 居室等の換気設備			
	5) 雑工事			